平成 26 年度第 6 回（12 月 3 日開催）

資料１

宇治市子ども・子育て支援事業計画
（初案の案）

宇　治　市

目　次

第１章　計画の概要

1　計画策定の背景及び趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2　計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
3　子ども・子育て支援新制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
4　計画策定の経過（策定体制）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
5　計画期間と進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

第２章　子ども・子育てを取り巻く現状と今後の方向性

1　子ども人口の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
2　未婚率と就労状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
3　教育・保育施設の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
4　地域子ども・子育て支援事業の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
5　ニーズ調査の結果と分析・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
6　宇治市児童育成計画及び宇治市次世代育成支援対策行動計画の取り組み・・41
7　宇治市の子ども・子育てを取り巻く課題・・・・・・・・・・・・・・・・・43

第３章　計画の基本的な考え方

1　計画の基本的視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
2　基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
3　基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
4　施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51

第４章　施策の展開

基本目標１　子どもの健やかな成長・発達への支援の充実・・・・・・・・・・・ 52
基本目標２　安心して子どもを生み育てられる環境づくりの推進・・・・・・・ 64
基本目標３　地域で子育て支援ができる環境づくりの推進・・・・・・・・・・ 72
基本目標４　仕事と子育てを両立できる環境づくりの推進・・・・・・・・・・ 83
基本目標５　配慮を必要とする家庭へのきめ細かな取組の推進・・・・・・・・ 88

第５章　教育・保育等の「量の見込み」と「確保方策」

１　教育・保育等の「量の見込み」と「確保方策」の考え方・・・・・・・・・ 92
２　区域設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92
３　幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容
　　及びその実施時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93
４　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容
　　及びその実施時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 95

第６章　計画の推進

１　計画の実現に向けた役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・104
２　計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・106
３　計画の進捗状況の管理・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・107

第１章　計画の概要

１　計画策定の背景及び趣旨

わが国では、近年の出生数の減少や出生率の低下に伴い確実に少子化が進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所における人口推移においても現在の傾向が続けば、５０年後には、日本の総人口が１億人を割り、１年間に生まれる子どもの数が現在の半分以下の 50 万人を割るものと推計しています。

ライフスタイルの多様化により未婚化・非婚化が進行するだけでなく、晩婚化・晩産化が進行しており、結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状が影響していることがうかがわれることから、次世代育成支援として、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され､地方公共団体および事業主が行動計画を策定することを通じて、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

しかしながら、現在子どもや子育てをめぐる環境の現実は厳しく、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。また、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められています。

このような現状・課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、国や地域を挙げ、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められ、「子ども・子育て関連３法」が平成 24 年８月に成立しました。

子ども・子育て関連３法に基づく、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」では、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実をめざしています。

そして、新制度では、これらの目的を達成するため、各市町村が実施主体となって、子育て家庭のニーズを把握した上で、5 年間を計画期間とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に給付や事業等を行っていくことが求められています。

一方、本市では、平成 12 年に宇治市総合計画の部門別計画として「ジャンケンポンともの輪ひろがる夢プラン～宇治市児童育成計画～」、平成 17 年３月には国の次世代育成支援対策推進法に基づいて宇治市児童育成計画の一部として具体的な数値目標を掲げた「宇治市次世代育成支援対策行動計画」の策定を行い、各種子育て支援施策を進めてきました。さらに、平成 22 年 3 月には「宇治市児童育成計画」「宇治市次世代育成支援対策行動計画」「宇治市母子保健計画」を一体的に見直し、市の子育て支援や保育サービスの充実、子どもの教育環境の充実、親子の健康づくりの推進などの施策を総合的に展開してきました。しかし、本市の出生数や年少人口（0～14 歳）は年々減少傾向にあり、合計特殊出生率も低い値にあるなど、国と同様に本市でも少子化が確実に進行している一方で、一般世帯に占める核家族世帯の割合は約 7 割に達しており、子育ては依然として主に母親が担っている割合が高いなど、待機児童対策だけではなく、安心して地域で子育てができる環境づくりへの支援をさらに充実させていく必要があります。また、国においても、平成 27

年 3 月までの時限立法とされていた次世代育成支援対策推進法が 10 年間延長され、これまでの次世代育成支援対策の取り組みを引き続き継続して推進していくことが求められています。

そこで、本計画は、こうした背景を踏まえ、「宇治市児童育成計画」「宇治市次世代育成支援対策行動計画」の理念や方向性を引き継ぐとともに、母子保健分野に関する内容も含んだ「子ども・子育て支援法」に基づく「宇治市子ども・子育て支援事業計画」を新たに策定するものとします。

2　計画の位置づけ

○　この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第１項に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけます。

○　この計画における「子ども」とは、胎児から乳幼児期、学童期、思春期を含む 18 歳に達するまでの子どもとします。また、本計画の主たる対象は、子どもと保護者（子育て家庭）とします。

○　この計画は、宇治市総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけるとともに、国の「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画として策定します。

○　この計画には、「宇治市地域福祉計画」「宇治市障害者福祉基本計画」「宇治市健康づくり・食育推進計画」「宇治市男女共同参画計画」「宇治市人権教育・啓発推進計画」などの諸計画との整合及び連携を図りながら、この計画における個々の施策を推進していきます。また、子どもと子育てを取り巻く施策としては、保健、医療、福祉、教育、労働などあらゆる分野があり、これらの施策の総合的・一体的な推進を図っていきます。

【　計画の位置づけ　】

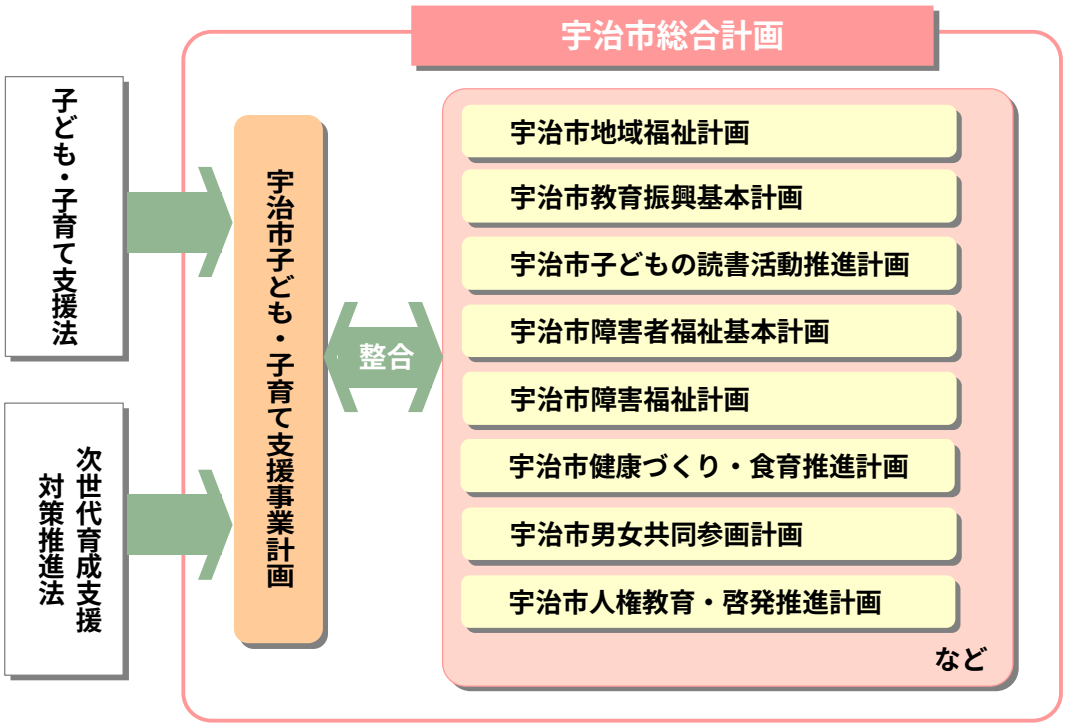

3　子ども・子育て支援新制度の概要

（1）新たな制度の目的

「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」といいます。）の目的は、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざして、次の 3 つを掲げています。

1．質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

2．保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

3．地域の子ども・子育て支援の充実

（２）「子ども・子育て関連３法」

新制度の創設に関する次の 3 つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連 3 法」と呼ばれています。

１．子ども・子育て支援法

２．認定こども園法の一部改正法

３．関係法律の整備法（児童福祉法等の関係法律を整備）

（３）制度の主な内容

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

幼稚園、保育所、認定こども園などを通じた給付制度が導入され、いずれの施設を利用した場合も共通の仕組みとなります。幼稚園と保育所の機能を併せもつ認定こども園の普及のため、認可・指導監督の一本化など制度の改善が図られます。

保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

地域のニーズを踏まえた上で、「子ども・子育て支援事業計画」を定め、認定こども園や保育所、家庭的保育事業などを計画的に整備することとされています。また、「量」の拡大とともに、教育・保育の「質」も確保するため、幼稚園教諭・保育士等の人材確保、職員の処遇や配置の改善などが図られます。

地域の子ども・子育て支援の充実

地域における子育て支援に対する様々なニーズに応えるために、育成学級（放課後児童クラブ）、保育所等一時預かり、地域子育て支援拠点事業などのサービスの拡充が図られます。

（４）国が示す計画の対象事業について

国が示す「子ども・子育て支援事業計画」に記載する事業は、「教育・保育事業」と「地域子ども・子育て支援事業」に大別されます。

教育・保育事業

① 教育・保育施設

幼稚園・保育所・認定こども園

② 地域型保育

家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育

地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する。

① 時間外保育事業（延長保育）
② 幼稚園預かり保育
③ 保育所等一時預かり
④ 病児・病後児保育事業
⑤ ファミリー・サポート・センター
⑥ 育成学級（放課後児童クラブ）
⑦ 子育て短期支援事業（ショートステイなど）
⑧ 地域子育て支援拠点事業
⑨ 利用者支援事業（新規）
⑩ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
⑪ 養育支援訪問事業
⑫ 妊婦健康診査
⑬ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
⑭ 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）
⑮ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）

4　計画策定の経過（策定体制）

（1）ニーズ調査の実施

計画の策定にあたって、子育て中の保護者の意見やニーズを把握するため、就学前児童（0～5 歳）の保護者 1,500 人（回収：738 人）、小学生（6～11 歳）の保護者 1,500 人（回収：856 人）を対象として、「宇治市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

（2）「宇治市子ども・子育て会議」の開催

この計画へ、地域の子育てに関するニーズを反映するとともに、市における子ども・子育て支援施策を、地域の子どもおよび子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、子どもの保護者や関係団体、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方、学識経験者など、児童福祉・幼児教育双方の観点を持った幅広い関係者で構成する「宇治市子ども・子育て会議」を開催し、計画の策定などについて審議しました。

5　計画期間と進行管理

「子ども・子育て支援法」では、自治体は平成 27 年度から５年を１期とした事業計画を定めるものとしています。本計画は、５年ごとに策定するものとされていることから、平成 27 年度から平成 31 年度までを計画期間とします。

なお、計画に基づく取り組みや施策を推進するため、毎年度「宇治市子ども・子育て会議」において計画の進捗状況の管理・評価を行うこととし、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年度（平成２９年度）において計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

第２章　子ども・子育てを取り巻く現状と今後の方向性

１　子ども人口の現状

（１）人口のまとめ

年少人口（０～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）ともに年々減少しています。

年齢別就学前児童数は、０歳、１歳、２歳で年々減少しています。

出生数は減少傾向、死亡数は増加傾向にあり、出生数と死亡数の差は年々少なくなっています。

①　宇治市における人口の推移

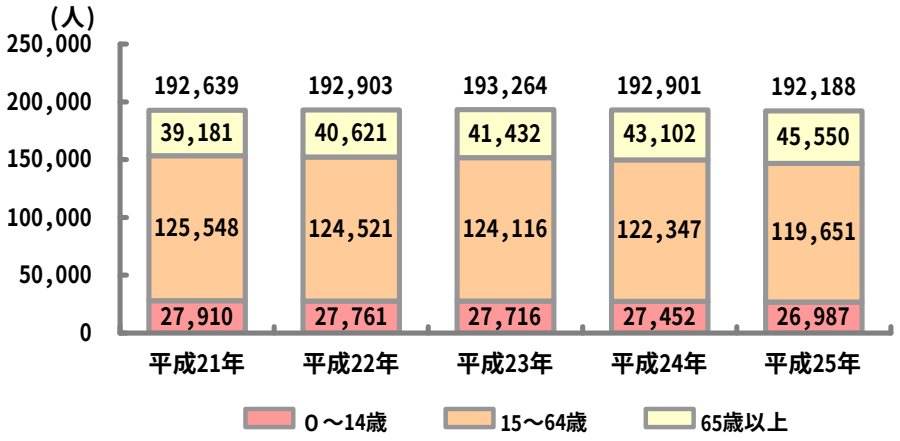

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

② 宇治市における年齢別就学前児童数の推移

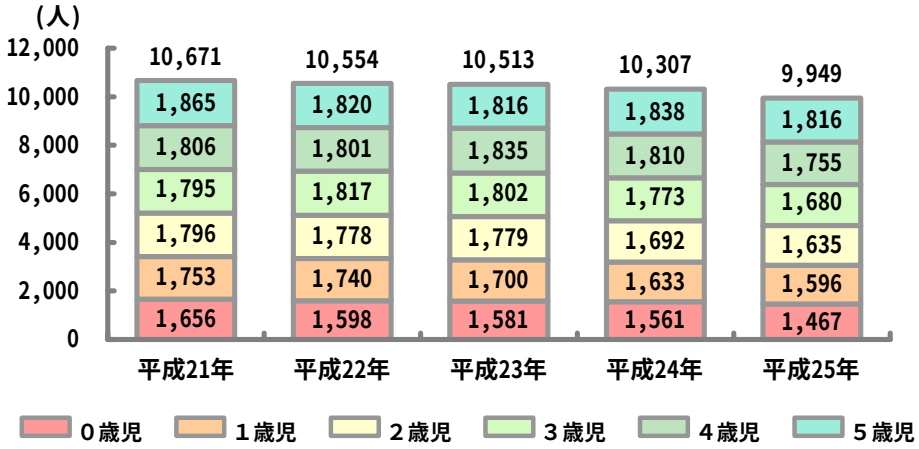

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

③ 宇治市における人口動態

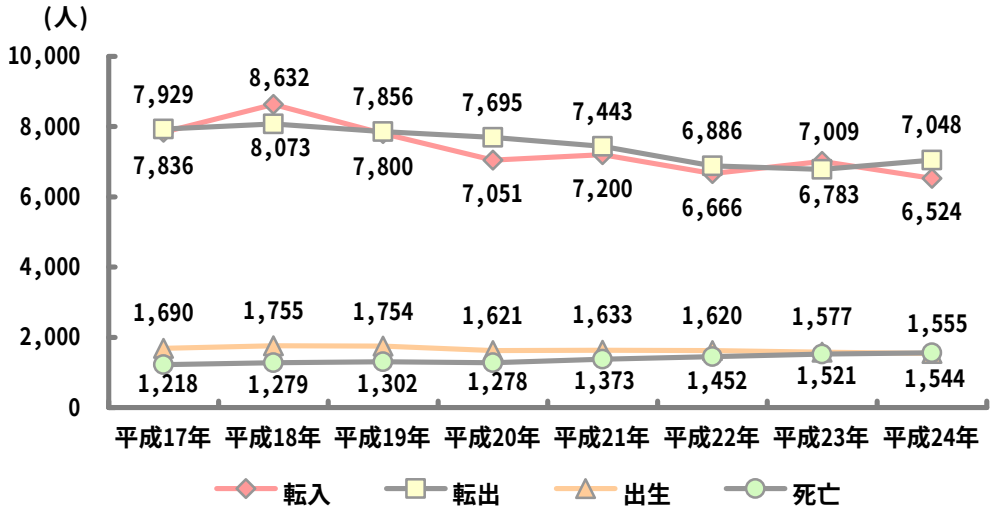

資料：宇治市統計書

（２）出生率のまとめ

出生率は平成 22 年以降、全国と同様の数値で京都府を上回って推移しています。

合計特殊出生率は、平成 15 年～平成 19 年まで低下傾向にありましたが、平成 20 年～平成 24 年で上昇しています。

①　出生率の推移

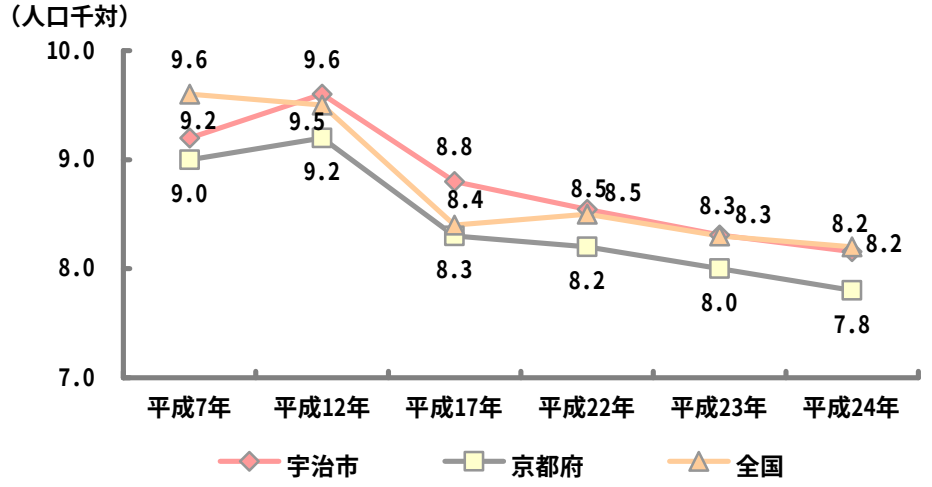

資料：宇治市統計書（宇治市）、人口動態調査（京都府、全国）

※　京都府の数値は京都市も含む

②　合計特殊出生率の推移（京都府、全国）

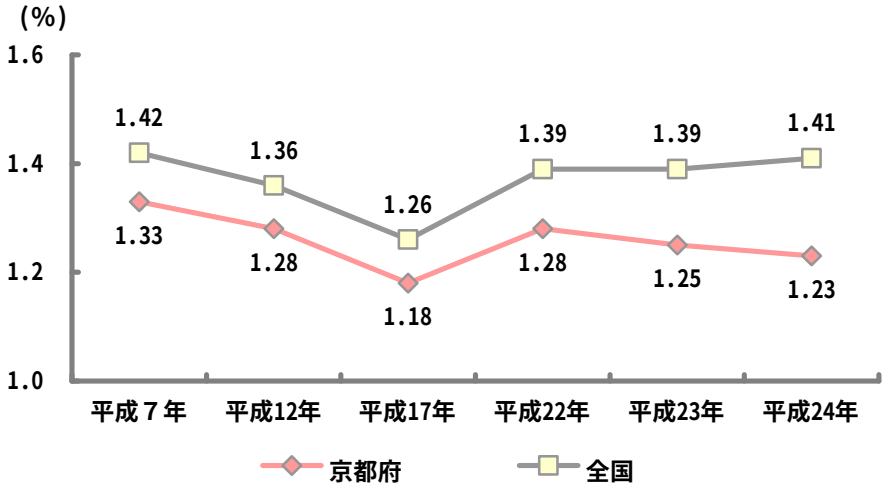

資料：人口動態調査

※　京都府の数値は京都市も含む

③　合計特殊出生率の推移（宇治市）　（ベイズ推計値）

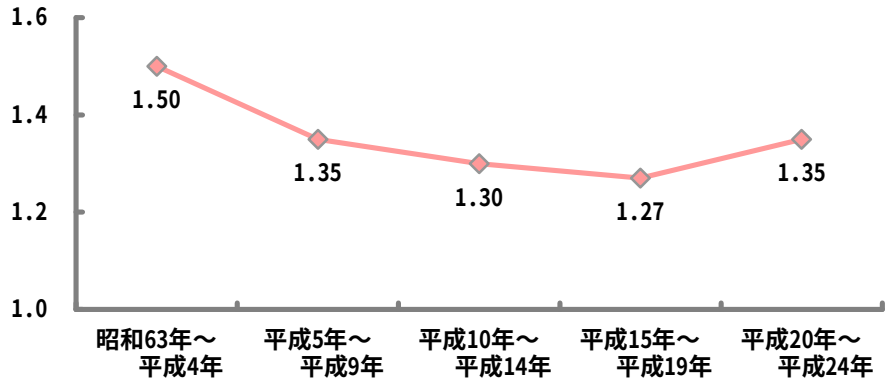

資料：人口動態統計特殊報告

（３）世帯のまとめ

一般世帯数、核家族世帯数ともに年々増加しています。

夫婦のみの世帯、男親と子どもから成る世帯、女親と子どもから成る世帯で年々増加しています。一方、夫婦と子どもから成る世帯は減少傾向にあります。

夫婦のいる世帯、共働き世帯数が年々増加しています。一方、共働き世帯（子どもあり）の割合は年々減少しています。

①　宇治市における核家族世帯数等の推移

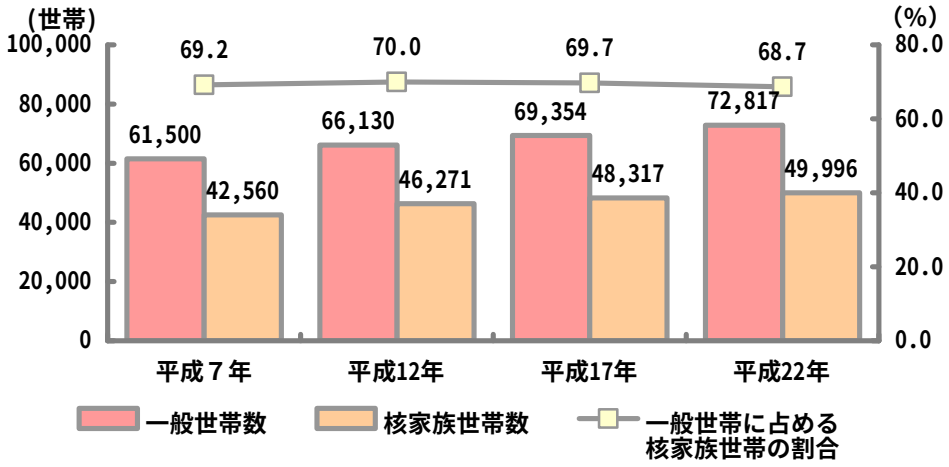

資料：国勢調査

②　宇治市における核家族世帯の内訳

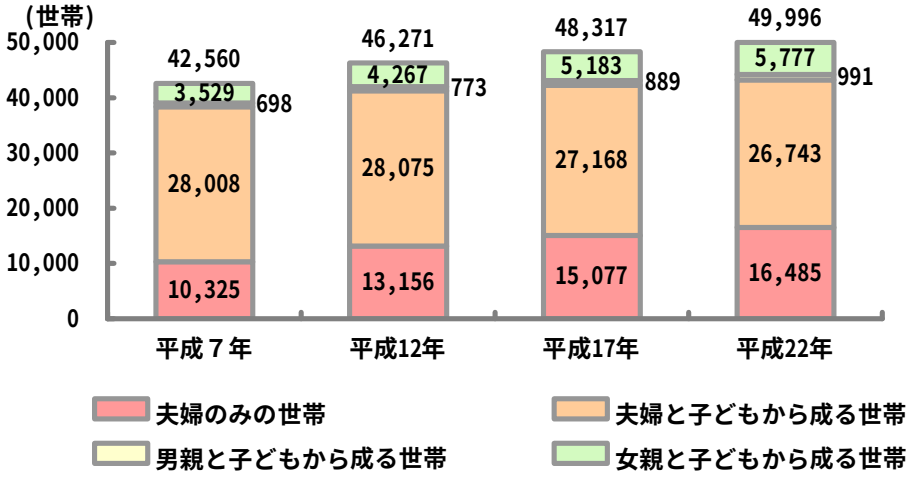

資料：国勢調査

③　宇治市における共働き世帯の状況

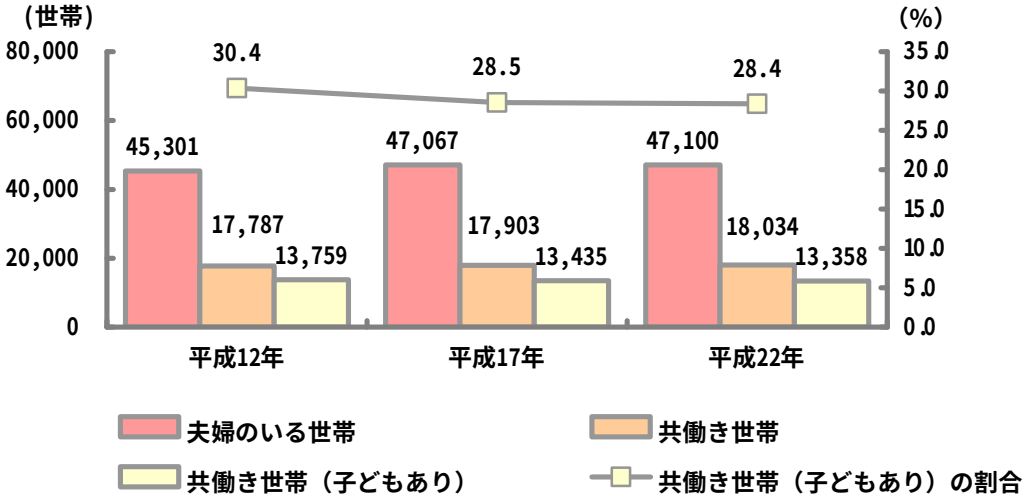

資料：国勢調査

2　未婚率と就労状況

女性の年齢別労働力率では、30～34 歳で平成 12 年から平成 22 年において、約 10 ポイント増加しています。

女性の未婚・既婚別労働力率では、25～34 歳で差が大きくなっており、約 40 ポイントの開きがあります。

男性の未婚率では、20～24 歳を除くすべての年齢で、年々増加しています。

女性の未婚率では、すべての年齢で年々増加傾向にあります。

①　宇治市における女性の年齢別労働力率の推移

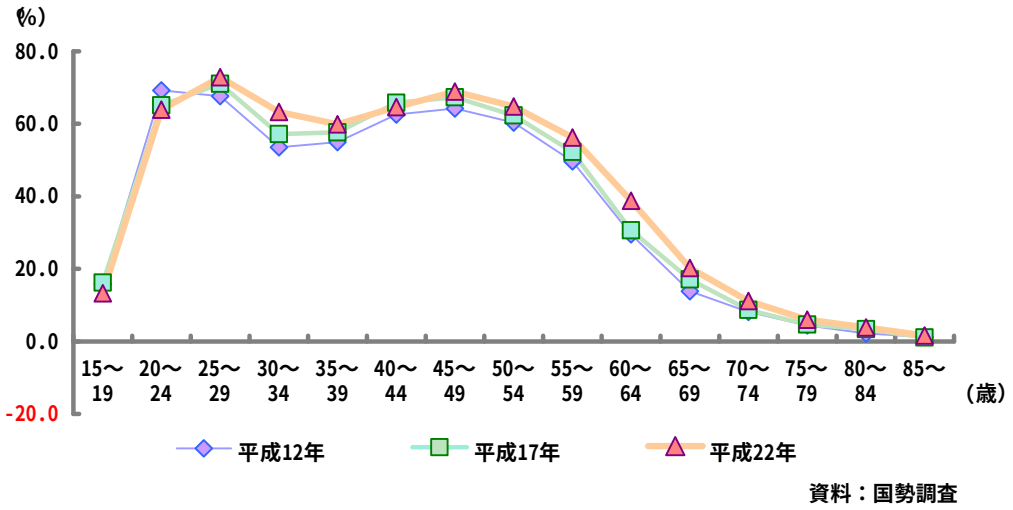

資料：国勢調査

	15～19 歳	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳	50～54 歳	55～59 歳	60～64 歳	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85 歳以上
平成 12 年	15.8	69.2	67.6	53.5	55.0	62.5	64.2	60.3	49.6	29.5	13.9	8.1	4.4	2.2	1.2
平成 17 年	16.2	65.1	71.0	57.2	57.7	65.9	67.3	62.3	52.2	30.6	17.1	8.6	4.7	3.4	1.1
平成 22 年	13.3	63.9	72.8	63.2	59.9	64.6	68.9	64.8	56.2	38.8	20.3	11.1	6.0	3.8	1.7

② 宇治市における女性の未婚・既婚別労働力率の推移

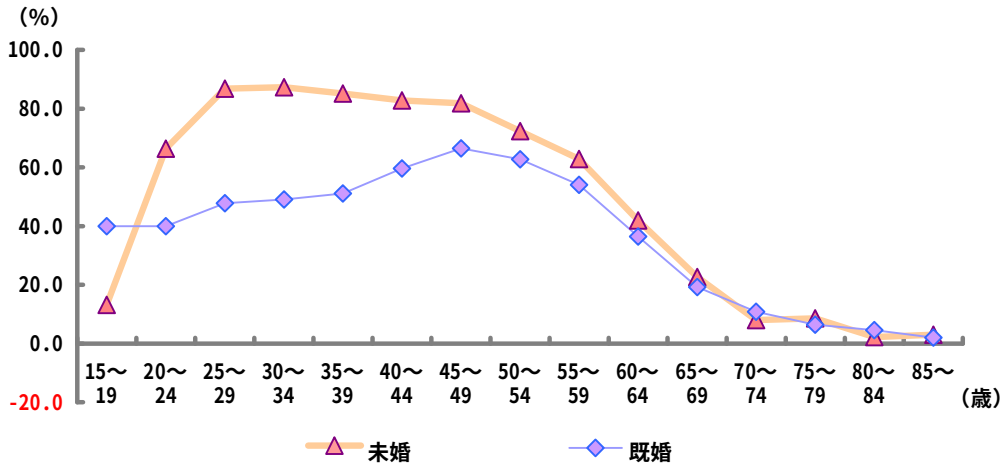

資料：国勢調査

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
未婚	13.2	66.3	86.8	87.2	85.2	82.8	81.8	72.3	62.8	41.9	22.7	8.0	8.6	2.2	2.9
既婚	40.0	40.0	47.8	49.0	51.1	59.6	66.5	62.8	54.0	36.4	19.3	10.9	6.4	4.6	2.0

③　宇治市における男性の未婚率

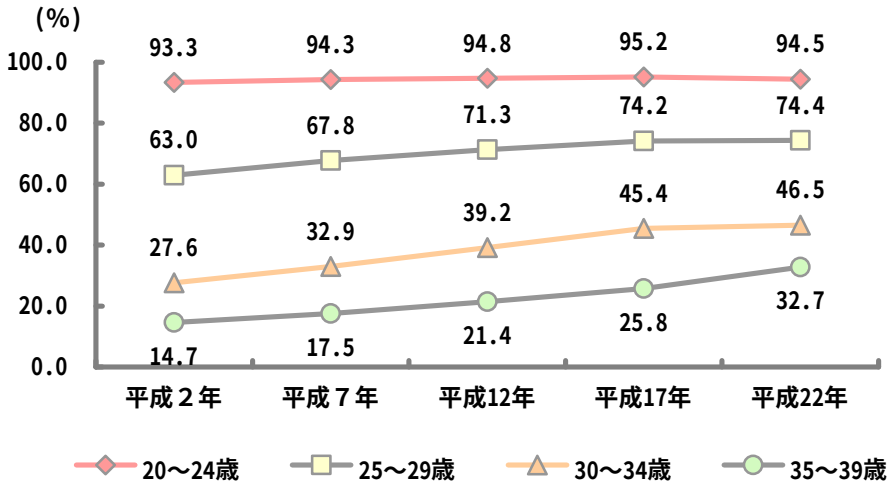

資料：国勢調査

④　宇治市における女性の未婚率

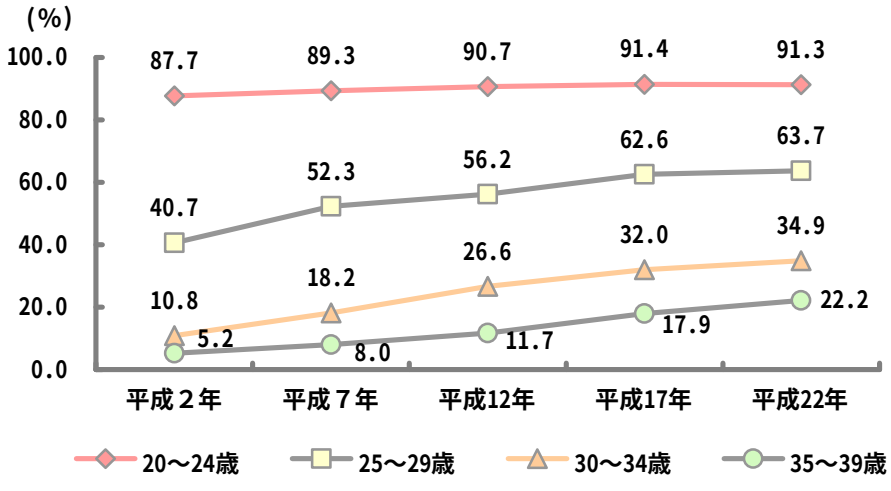

資料：国勢調査

⑤　宇治市における未婚率

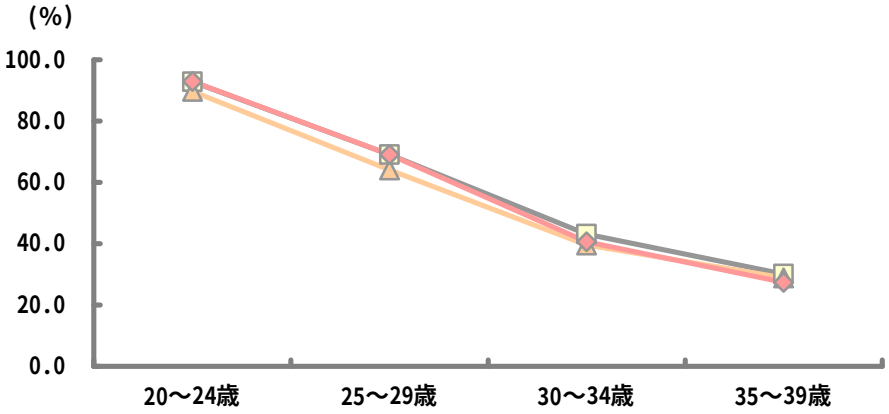

資料：国勢調査

	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳
宇治市	92.9	69.1	40.6	27.4
京都府	92.8	69.0	43.1	30.1
全国	89.7	64.1	39.6	28.8

3　教育・保育施設の現状

（１）保育所（園）・幼稚園

在籍割合は、年々増加しています。

①　宇治市における就学前児童数と保育所（園）・幼稚園の在籍者数

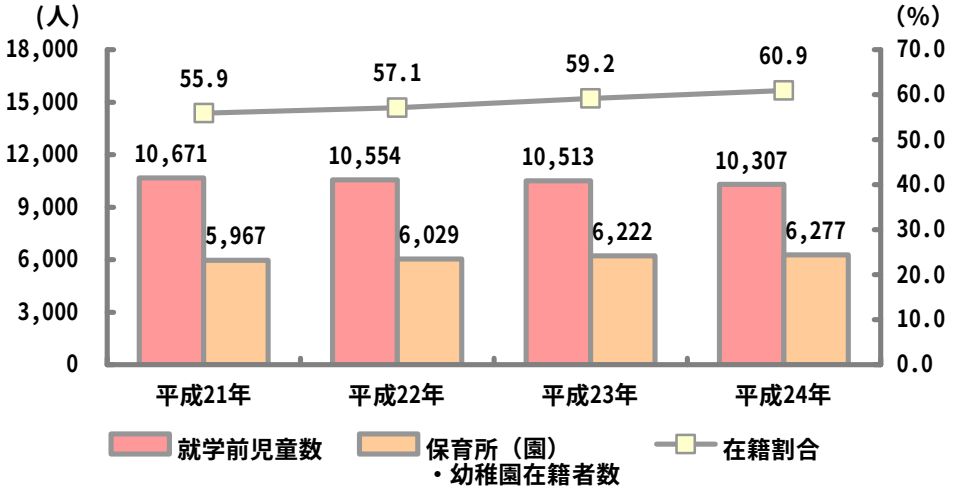

資料：保育課・学校教育課　（各年４月１日現在）

（２）保育所（園）

公立保育所の在籍者数では、特に３歳児、４歳児、５歳児で、年々減少しています。

民間保育所の在籍者数では、すべての年齢で、年々増加傾向にあります。

待機児童数は、減少傾向にあります。

①　宇治市における保育所（園）の在籍者数の推移

【　公　立　】

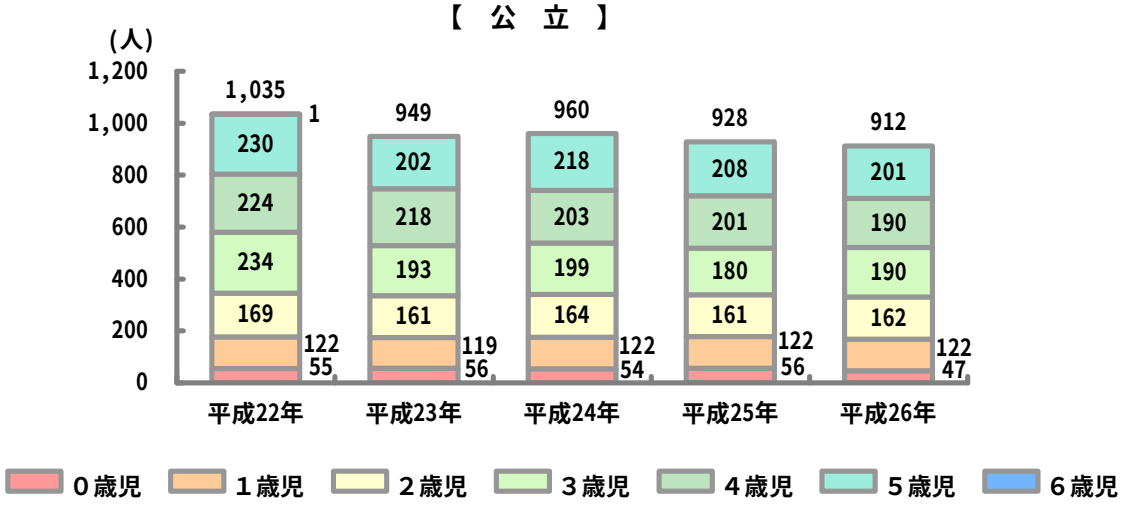

資料：保育課　（各年４月１日現在）

【　民　間　】

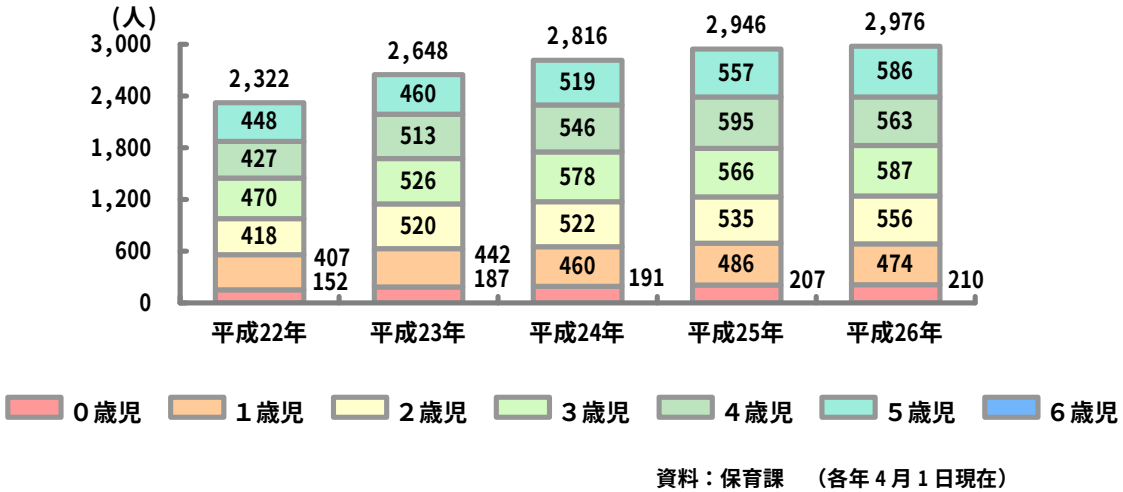

資料：保育課　（各年４月１日現在）

②　宇治市における待機児童数の推移

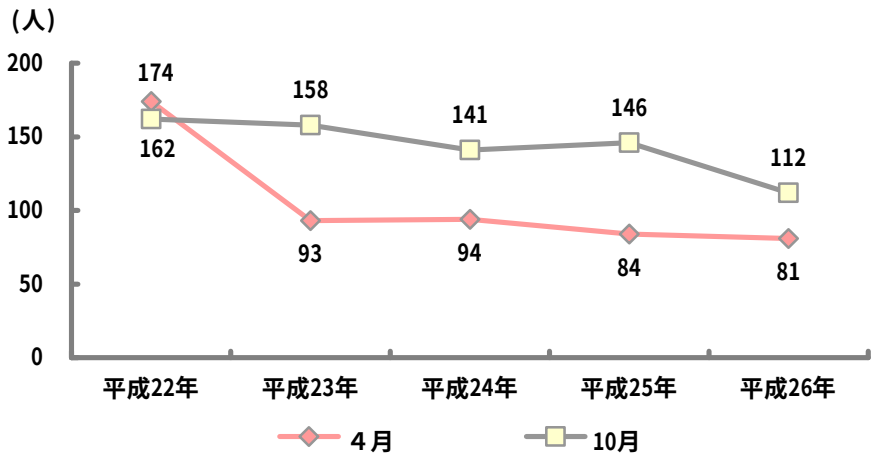

資料：保育課

（３）幼稚園

公立幼稚園の在籍者数は４歳児、５歳児ともに年々減少しています。

私立幼稚園の在籍者数は３歳児、４歳児、５歳児ともに年々減少傾向にあります。

①　宇治市における幼稚園の在籍者数の推移

【　公　立　】

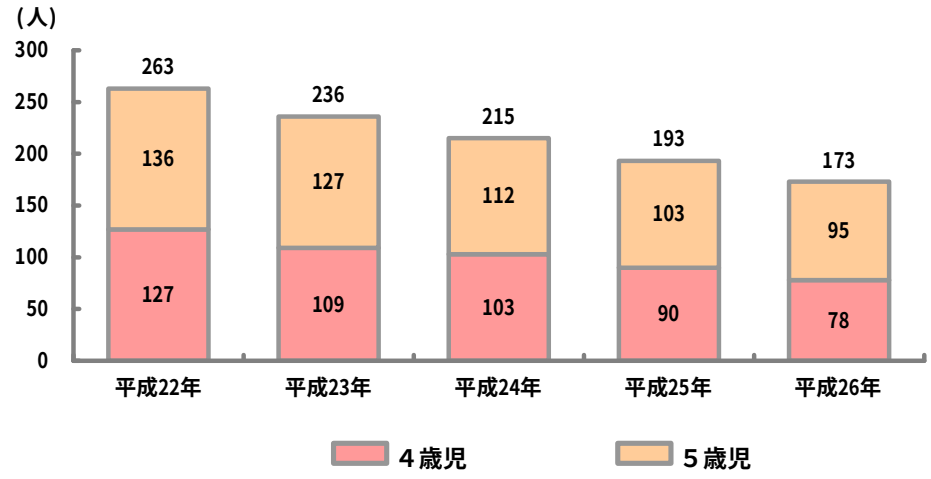

資料：学校教育課（各年５月１日現在）

【　私　立　】

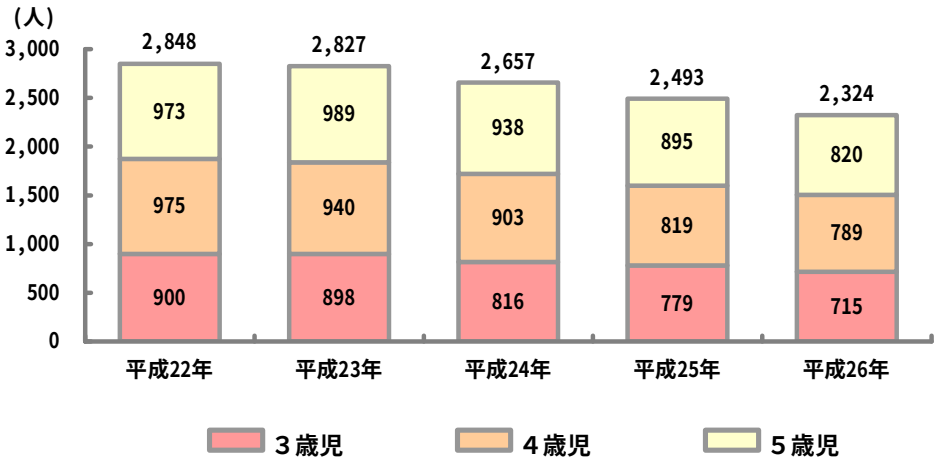

資料：学校教育課（各年５月１日現在）

4　地域子ども・子育て支援事業の現状

（１）時間外保育事業（延長保育）

保育所で、通常の利用時間以外に保育を行っています。

【　時間外保育事業利用状況の推移　】

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施箇所数	5 箇所	6 箇所	6 箇所	7 箇所
利用者数	303 人	315 人	383 人	444 人

（２）一時預かり事業

保護者の病気や育児疲れ解消などの理由で保育が必要な時に、主に昼間において、保育所で一時的に子どもを預かっています。

【　一時預かり事業利用状況の推移　】

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施箇所数	9 箇所	12 箇所	13 箇所	14 箇所
利用者数	12,012 人	14,426 人	12,444 人	9,886 人

（３）病児・病後児保育事業

子どもが病気などの際に、保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、病院などに付設された施設で一時的に子どもを預かっています。

【　病児・病後児保育事業利用状況の推移　】

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
病児・ 病後児型	実施箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	利用日数	2,364 日	2,644 日	1,551 日	1,607 日
体調不良児 対応型	実施箇所数	3 箇所	5 箇所	5 箇所	7 箇所
	利用日数	655 日	1,178 日	1,141 日	1,146 日

（４）ファミリー・サポート・センター

子育ての手助けをしてほしい人と子育てのお手伝いをしたい人が会員として登録し、保育所などの送迎や預かりなどの相互援助活動を行っています。

【　ファミリー・サポート・センター利用状況の推移　】

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
利用件数	2,395 件	2,047 件	1,838 件	2,629 件

（５）育成学級

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供しています。

【　育成学級利用状況の推移　】

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施箇所数	20 箇所	20 箇所	20 箇所	20 箇所
受入児童数	1,423 人	1,484 人	1,537 人	1,668 人

（６）子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の入院や出張、育児疲れなどの理由により、一時的に家庭で子育てが困難になった場合に、児童養護施設などで一定期間養育を行っています。

【　子育て短期支援事業（ショートステイ）利用状況の推移　】

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
利用日数	24 日	75 日	5 日	54 日

（７）地域子育て支援拠点事業

就学前の子どもとその保護者が相互に交流する場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言などの援助を行っています。

【　地域子育て支援拠点事業利用状況の推移　】

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施箇所数	7 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所
延べ利用者数	28,596 人	37,267 人	42,663 人	44,847 人

（８）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後 4 ヵ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行っています。

【　乳児家庭全戸訪問事業利用状況の推移　】

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪問件数	486 件	594 件	1,352 件	1,349 件

（９）養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、養育に関する指導・助言を行っています。

【　養育支援訪問事業利用状況の推移　】

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪問件数	1,405 件	1,669 件	1,635 件	1,712 件

(10) 妊婦健康診査

妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握や検査計測、保健指導などを行っています。

【　妊婦健康診査利用状況の推移　】

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
妊婦健康診査受診券 交付数	1,726 件	1,677 件	1,607 件	1,557 件

5　ニーズ調査の結果と分析

（1）子育てを主に行っている人について

①　子育てを主に行っている人

子育てを主に行っている人について、就学前児童の家庭で「主に母親」の割合が53.0%と最も高く、次いで「父母ともに」の割合が44.3%となっています。
また、小学生の家庭においても「主に母親」の割合が52.3%と最も高く、次いで「父母ともに」の割合が44.5%となっています。

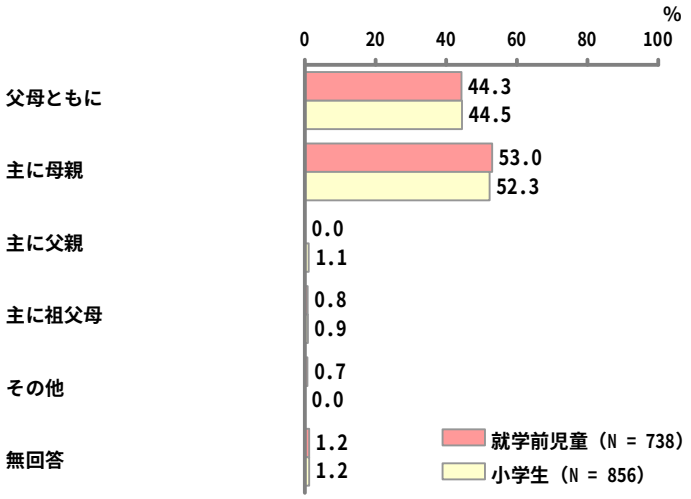

（２）母親の就労状況と意向について

①　母親の就労状況

就学前児童の母親の現在の就労状況は、産休等を含めたフルタイムは 22.4%、産休等を含めたパート・アルバイトは 26.4%、未就労は 49.4%という構成になっており、未就労者が５割近くを占めているのが特徴的となっています。

小学生の母親になると、産休等を含めたフルタイムは 21.2%、産休等を含めたパート・アルバイトは 44.3%、未就労は 31.2%という構成になっており、就学前児童の保護者の就労状況と比べ、パート・アルバイトの割合が増えています。

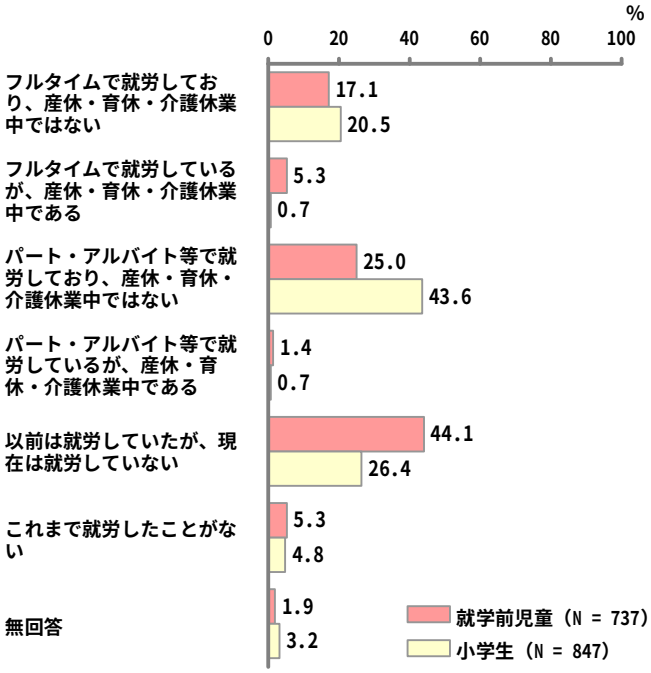

② 母親の就労意向

【就学前児童】

＜パート・アルバイト等＞

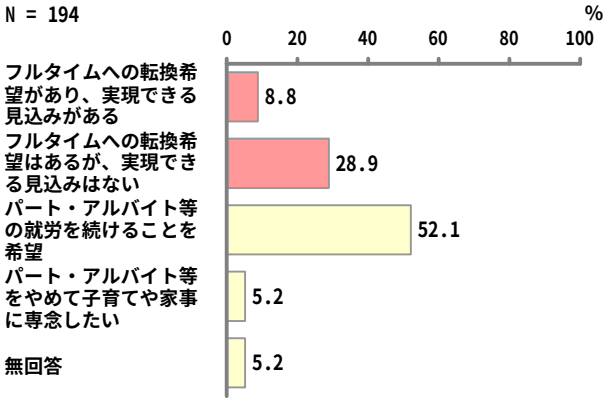

＜現在就労していない＞

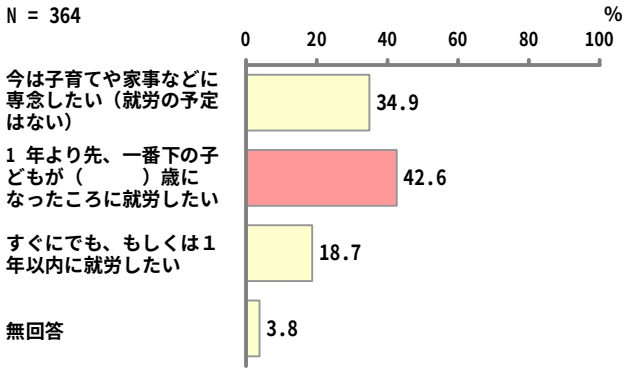

就学前児童の母親のパート・アルバイト等で就労している人で、フルタイムへの転換希望は３人に１人となっており、すべての保護者がフルタイムを望んでいるわけではないことがわかります。また、約３割の方がフルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みがないと回答しており、現在の雇用環境が影響している可能性があります。

現在未就労の人で、「１年より先、子どもがある程度大きくなってから」が 42.6％の割合で就労希望となっており、保育サービス等の潜在的なニーズがうかがえます。

（３）平日の教育・保育事業の現状と意向について

①　平日利用している教育・保育事業

就学前児童の家庭で、現在、幼稚園や保育所などを利用している人は全体で約７割となっており、その内訳は幼稚園が約４割、保育所が約５割となっています。

【就学前児童】

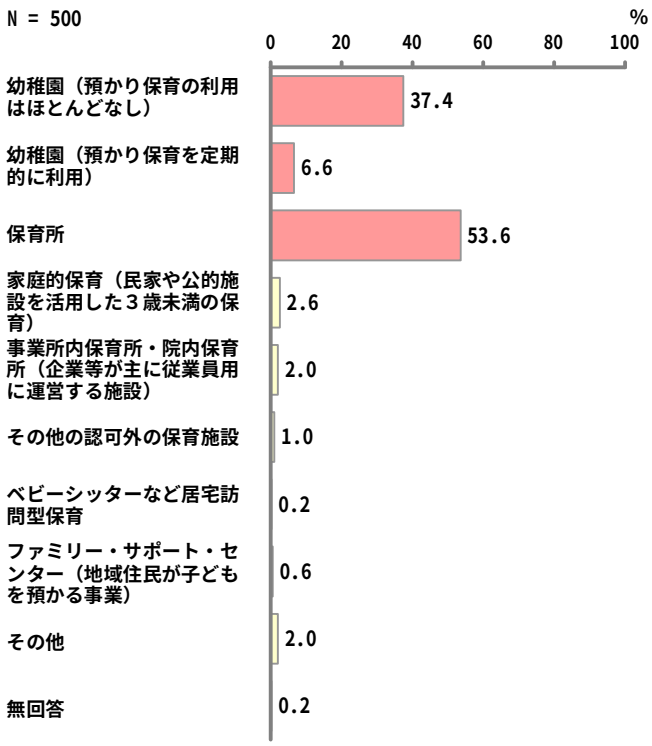

②　平日利用したい教育・保育事業

現在、利用している、利用していないにかかわらず、平日の教育・保育の事業としての希望は、保育所の希望が最も高く、次いで、幼稚園（預かり保育の利用はほとんどなし）、幼稚園（預かり保育を定期的に利用）が高くなっています。

【就学前児童】

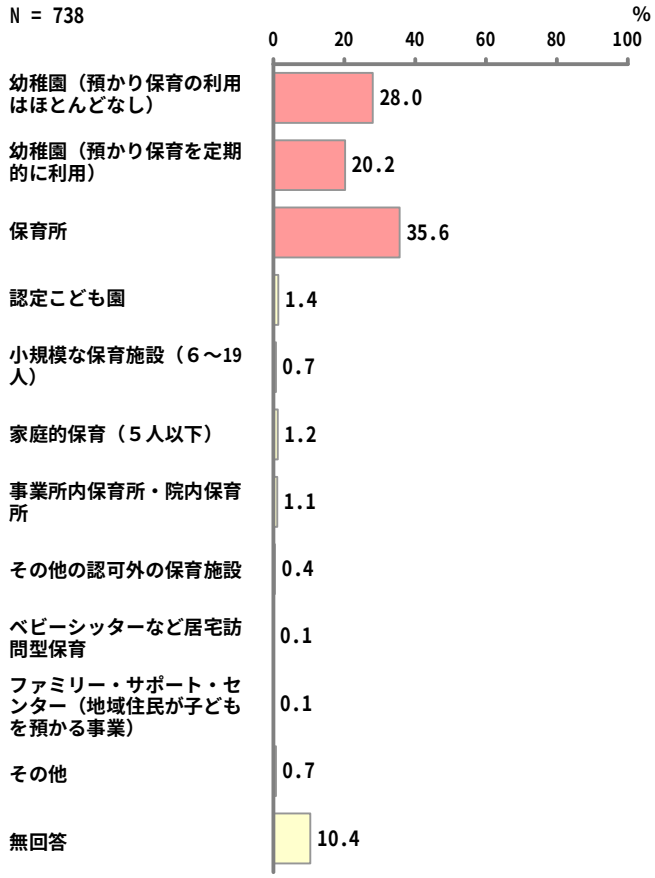

（４）地域の子育て支援事業の利用状況について

①　地域子育て支援拠点事業の利用状況

【就学前児童】

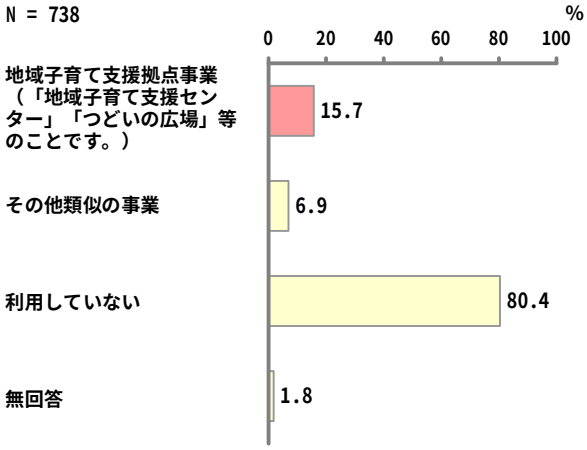

【就学前児童】

単位：%

	有効回答数（件）	地域子育て支援拠点事業	その他類似の事業	利用していない	無回答
０歳	135	29.6	11.1	65.9	0.7
１歳	123	24.4	9.8	71.5	－
２歳	120	18.3	8.3	75.8	2.5
３歳	117	10.3	4.3	88.0	0.9
４歳	125	4.0	3.2	92.8	2.4
５歳	108	3.7	2.8	91.7	4.6

現在、子育て支援センターを「利用している」人の割合が全体では２割に満たないものの、０～２歳児では２～３割が利用している現状です。

利用希望として、「利用していないが、今後利用したい」人の割合が２割以上、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」人の割合が約１割となっています。

（５）病気の際の対応について

①　病気やケガで通常の教育・保育事業が利用できなかったこと、その主な対処方法

【就学前児童】

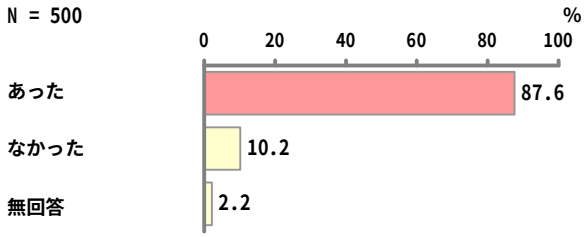

【就学前児童】

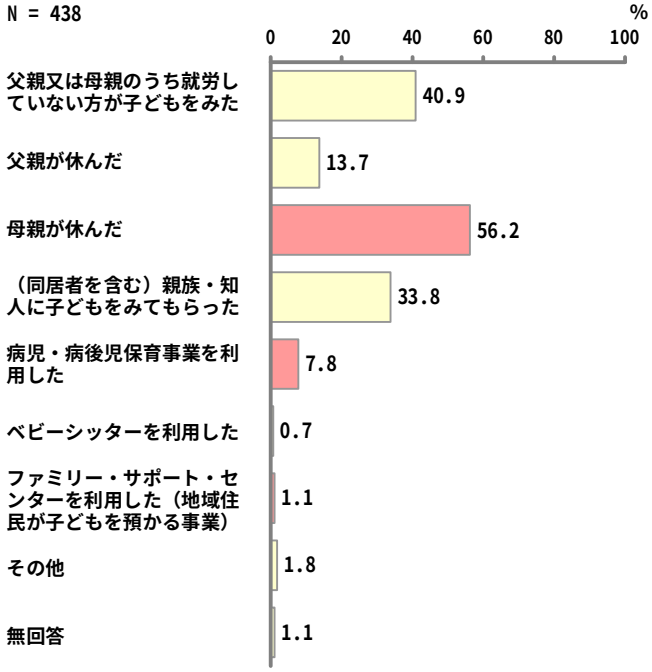

就学前児童の家庭で、子どもが病気やケガで通常の教育・保育事業を利用できなかった人は約９割となっており、その時の対応方法として、「母親が休んだ」の割合が約６割と最も高くなっています。また、保育サービスの利用状況としては「病児・病後児保育事業を利用した」の割合が 7.8%、「ファミリー・サポート・センターを利用した」の割合が 1.1%となっています。

②　病児・病後児保育事業の今後の利用意向

就学前児童の家庭で、今後、「できれば病児・病後児保育事業を利用したい」人の割合が３割以上となっていることから病児・病後児保育事業の潜在的なニーズがうかがえます。なお、小学生の家庭で「できれば病児・病後児保育事業を利用したい」人の割合が約２割となっており、就学前児童の家庭に比べ割合は低くなっています。

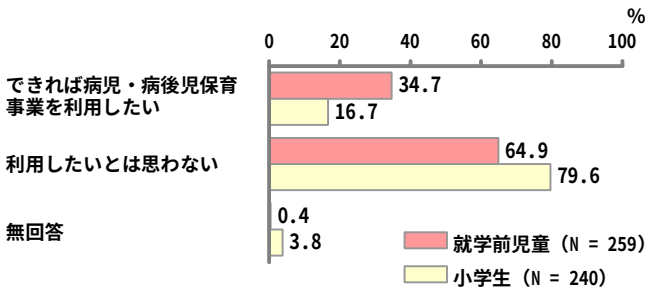

③　子どもをみるために仕事を休めなかった理由

就労している保護者が子どもをみるために仕事を休めなかった理由について、就学前児童の家庭と小学生の家庭ともに、「仕事が忙しくて休めない」の割合が最も高く、次いで「子どもの看護を理由に休みがとれない」の割合が高くなっており、就学前児童の家庭で 18.2%、小学生の家庭で 16.7%となっています。

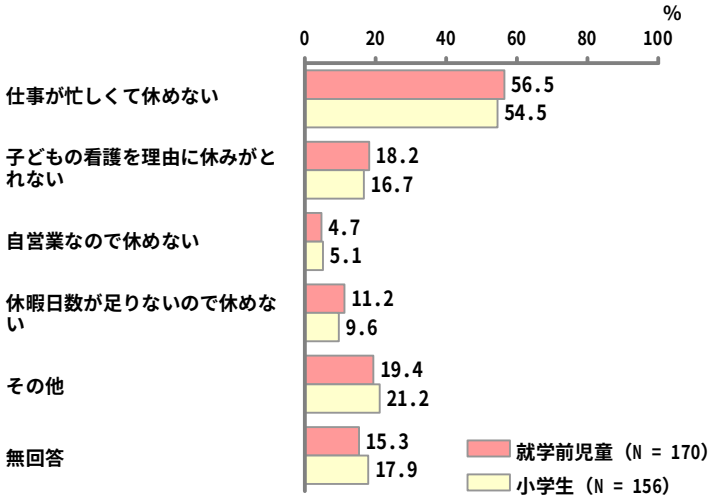

（６）不定期の教育・保育利用や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

①　不定期の教育・保育利用や宿泊を伴う一時預かり等の利用と今後の利用意向

【就学前児童】

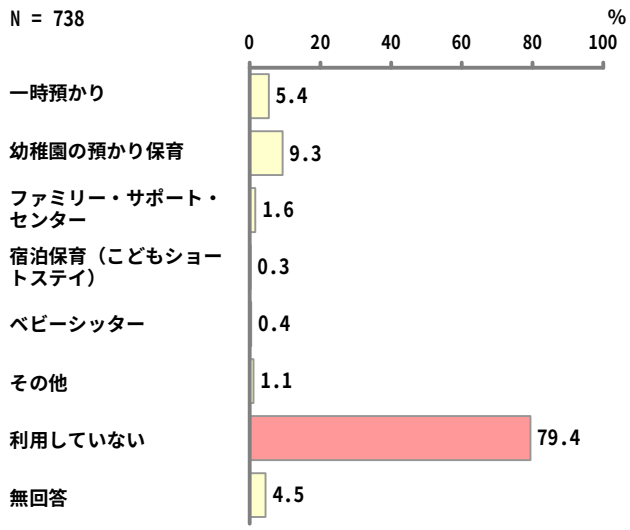

【就学前児童】

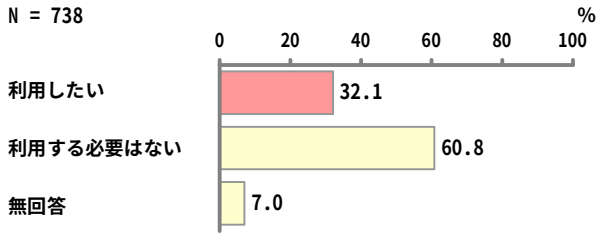

就学前児童の家庭で、私用・親の通院・不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業について、現状「利用していない」の割合が約８割となっている一方で、今後、「利用したい」の割合が３割以上となっており、潜在的なニーズがあることがうかがえます。

（７）就学後の放課後の過ごし方について

①　就学前児童が小学校にあがってからの保護者の希望

５歳児の次の４月から小学校に上がる子どもの家庭で、放課後の過ごし方について、低学年（１～３年生）、高学年（４～６年生）ともに、「自宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が高くなっており、放課後児童クラブ（育成学級）の割合は、低学年で29.6%、高学年で16.7%となっています。

【就学前児童】

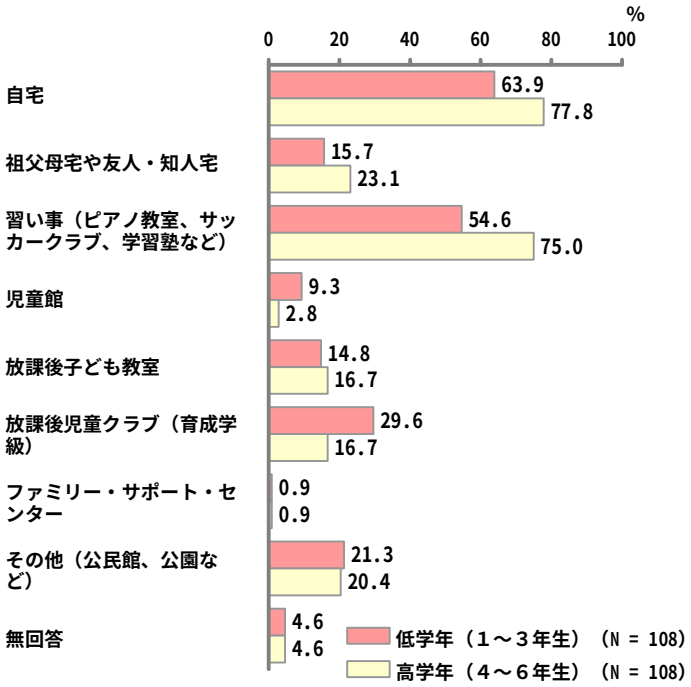

②　小学生の放課後の過ごし方

小学生の家庭で、放課後児童クラブ（育成学級）を利用している人は19.4%となっており、小学生においてもニーズが高くなっていることがうかがえます。

放課後児童クラブ（育成学級）を利用している理由として、「現在就労している」の割合が約８割と高くなっており、親の就労状況を理由に利用していることがうかがえます。

【小学生】

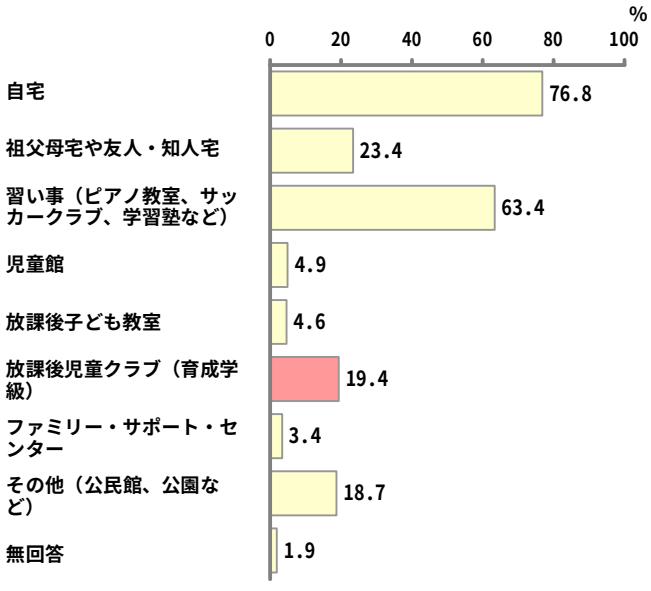

（８）子育ての環境や支援への満足度について

①　子育ての環境や支援への満足度

就学前児童の家庭で、満足度が高い「４」「５」を合わせた割合は、約２割となっており、小学生の家庭においても、約２割となっています。

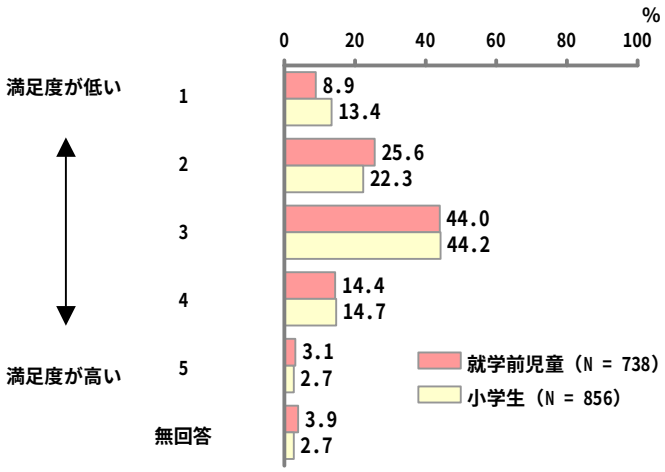

（９）子育てする上での相談相手の状況について

①　相談相手の有無

就学前児童と小学生の家庭ともに、子育てをする上で、気軽に相談できる人がいるかについて、「いる／ある」と回答している人が大半を占めています。なお、少数ではあるものの「いない／ない」と回答している人の割合が就学前児童の家庭で6.5%となっており、小学生の家庭では、10.0%と高くなっています。

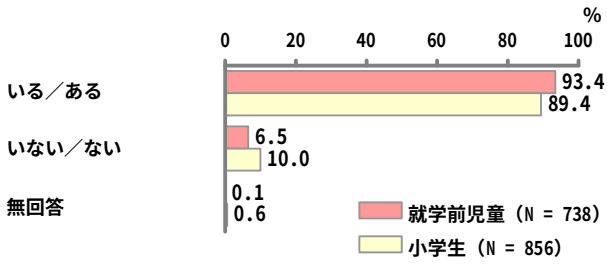

② 相談できる相手

【就学前児童】

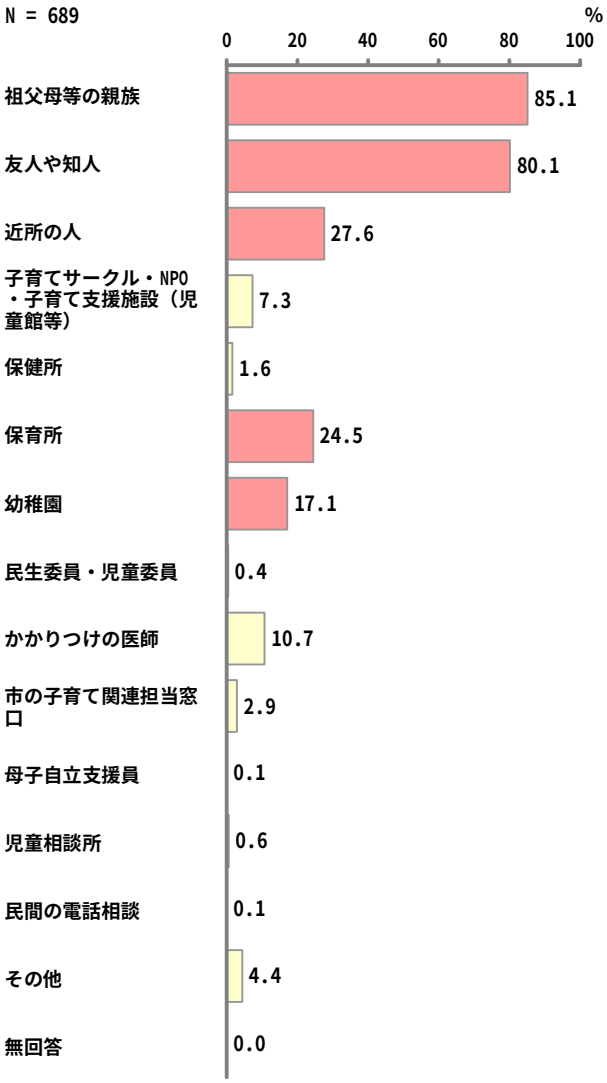

【小学生】

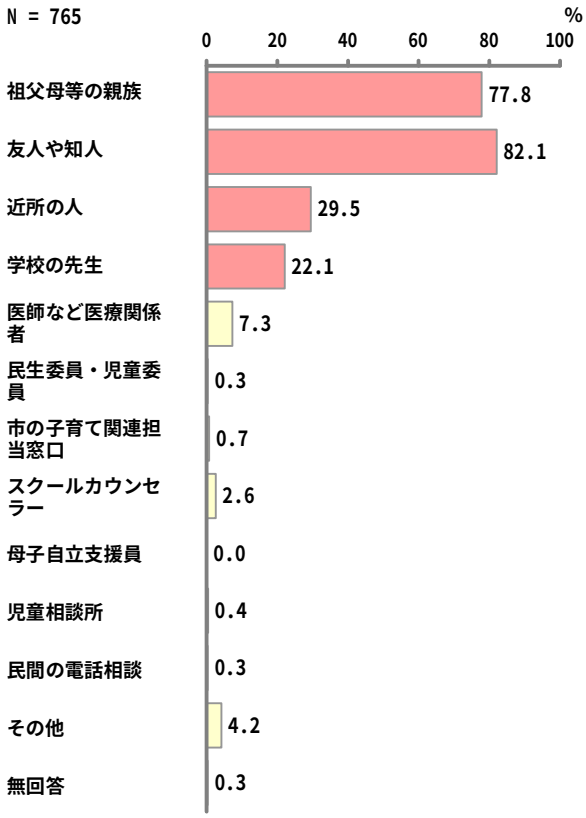

就学前児童の家庭で、気軽に相談できる相手は、「祖父母等の親族」「友人や知人」に次いで、「近所の人」「保育所」「幼稚園」となっていることから、保育所や幼稚園に通っている保護者は、園を通じた相談相手がいる状況になっています。

小学生の子どもの家庭で、気軽に相談できる相手は、「友人や知人」「祖父母等の親族」に次いで、「近所の人」「学校の先生」となっており、行政機関への相談の割合は低くなっています。

（10）子育てしやすい環境について

①　子どもの遊び場で困ること・困ったこと

就学前児童の家庭で、子どもの遊び場で困ること・困ったことは、「雨の日に遊べる場所がない」が約５割と高くなっています。

【就学前児童】

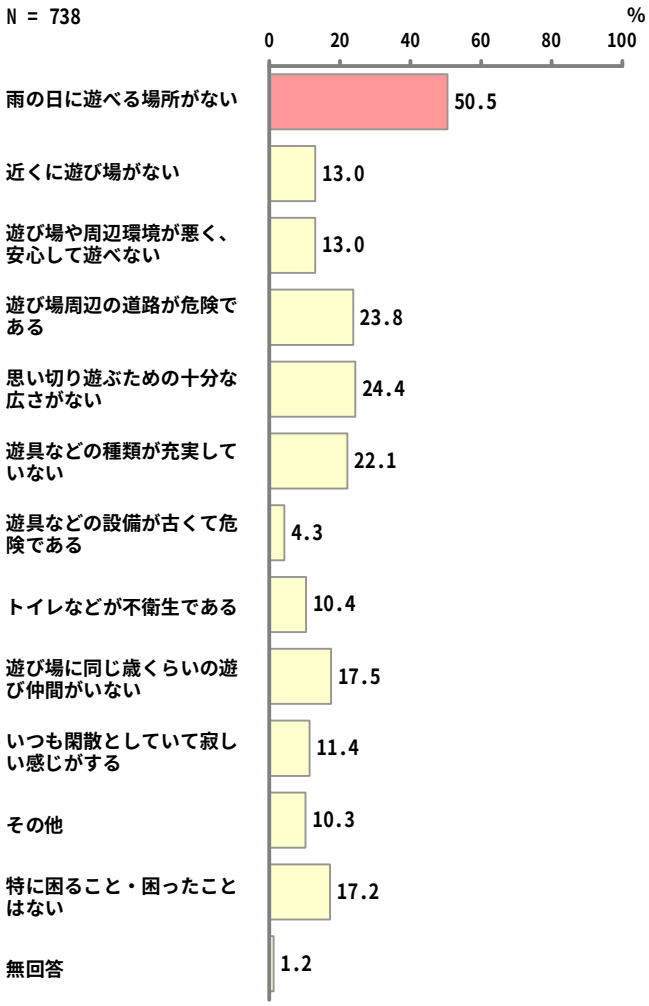

②　子どもと外出する際に、困ること・困ったこと

就学前児童の家庭で、子どもと外出する際に、困ること・困ったことは、「歩道の段差などベビーカー等の通行が困難」「歩道や信号がない通りが多く、安全面で心配」「交通機関や建物がベビーカーでの移動に配慮されていない」「オムツ替えや親子での利用に便利なトイレがない」の割合が高くなっています。

【就学前児童】

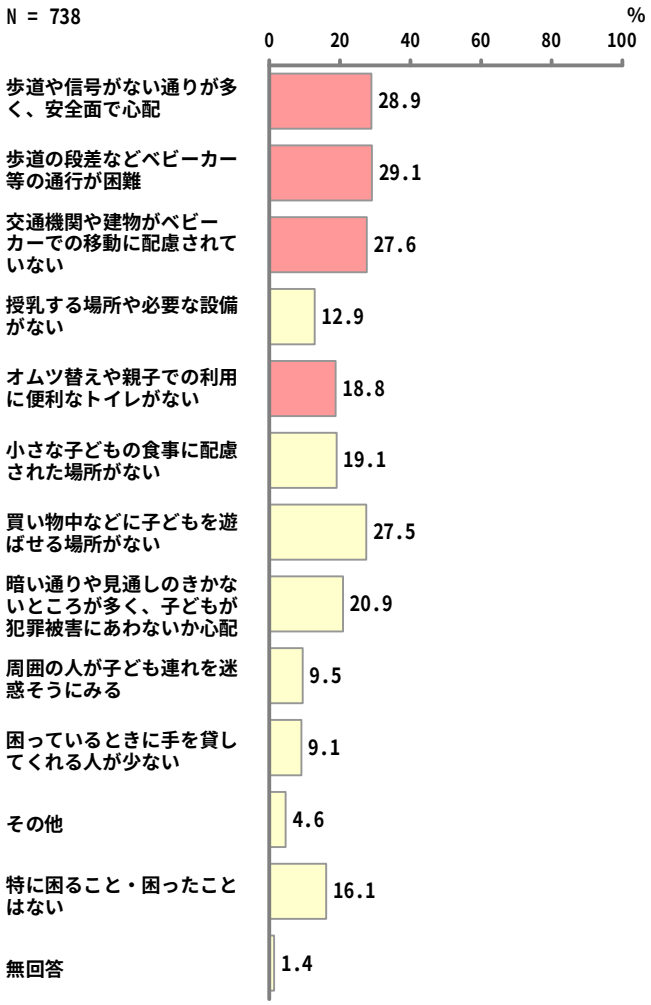

（11）地域での子育て支援について

①　近所や地域との付き合いの状況

近所や地域との付き合いについて、就学前児童の家庭では、「付き合いはほとんどなく、あいさつをする程度」の割合が、小学生の家庭では、「少々付き合いがある」の割合がそれぞれ高くなっています。

「親しい」の割合は、就学前児童の家庭と小学生の家庭ともに最も低く、２割に満たない状況です。

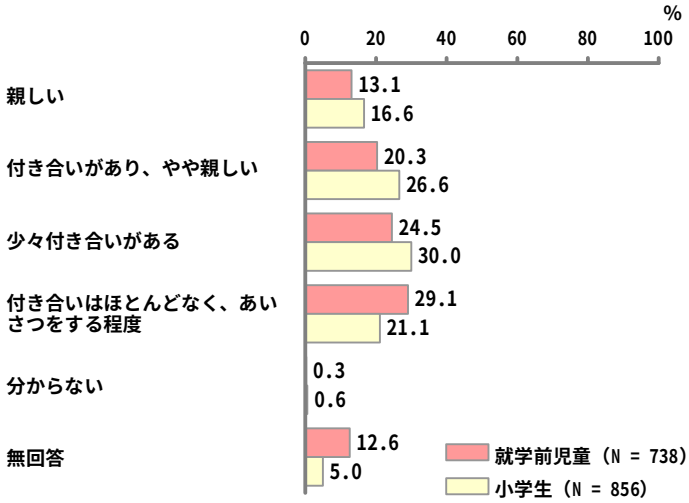

②　子どもの地域での催しへの参加状況

子どもの地域での催しへの参加状況について、就学前児童の家庭と小学生の家庭ともに、「特に参加していない」の割合が最も高くなっています。

また、参加している活動の中では、就学前児童の家庭では、「子育て支援サークルの活動」、小学生の家庭では、「子ども会等の青少年団体活動」「スポーツ活動」の割合が高くなっています。

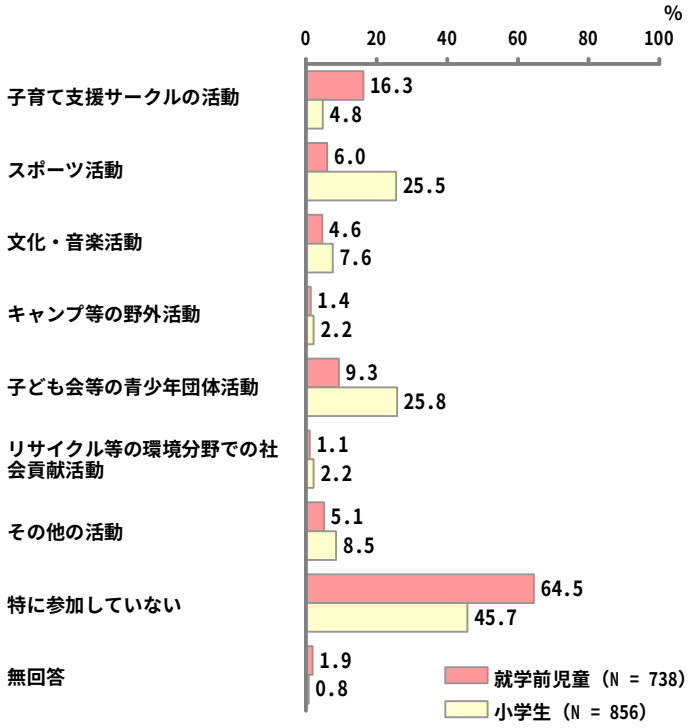

（12）仕事と子育ての両立について

①　仕事と子育ての両立で大変だと感じていること

仕事と子育ての両立で大変だと感じていることについて、就学前児童の家庭では、「子どもと接する時間が少ない」の割合が 31.8%と最も高く、次いで「自分や子どもが病気・ケガをした時に世話をする人がいない」の割合が 26.0%、「急な残業が入ってしまう」の割合が 25.5%となっています。

小学生の家庭では、「自分や子どもが病気・ケガをした時に世話をする人がいない」の割合が 32.6%と最も高く、次いで「子どもと接する時間が少ない」の割合が 28.2%、「特にない」の割合が 26.2%となっています。

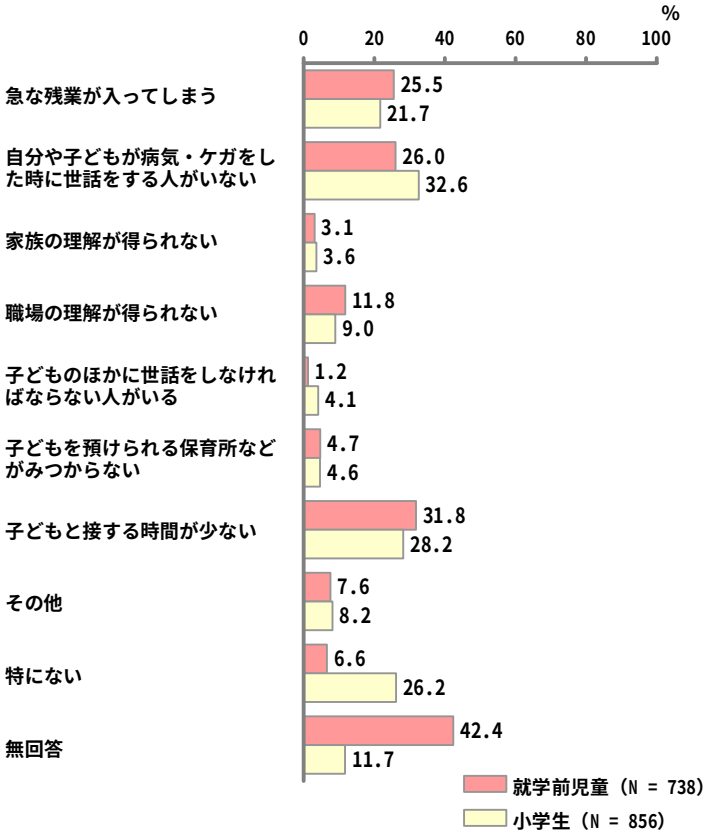

（13）子育てに関して、日頃悩んでいること、不安に感じることについて

①　子どものことで日頃悩んでいること、不安に感じること

単位：%

	件数	病気や発育・発達	食事や栄養	育児の方法	子どものしつけ	子どもとの時間がとれない	子どもとの接し方	子どもの遊び	子どもの教育や将来の教育費	子育てで出費がかさむ	友達づきあい（いじめ等を含む）	登校を渋る	子どもの生活リズムが乱れている	特にない	その他	無回答
就学前児童	738	18.4	9.2	6.9	24.5	－	6.6	2.4	17.8	5.0	－	－	1.5	5.0	1.5	1.1
小学生	856	10.7	3.7	7.1	－	5.7	9.8	－	31.8	－	17.4	0.4	2.0	7.9	2.1	1.3

就学前児童の家庭で、「子どものしつけ」「病気や発育・発達」「子どもの教育や将来の教育費」の割合が高くなっています。
小学生の家庭で、「子どもの教育や将来の教育費」の割合が高く、次いで「友達づきあい（いじめ等を含む）」の割合が高くなっています。

②　保護者のことで日頃悩んでいること、不安に感じること

単位：%

	件数	仕事や自分のやりたいことができない	配偶者・パートナーの協力が少ない	話し相手や相談相手、協力者がいない	保護者同士の交流・つきあいが難しい	子どもを叱りすぎているような気がする	子育てのストレスがたまって、子どもに手をあげたり、世話をしなかったりしてしまう	地域の子育て支援サービスの内容や利用・申し込み方法がよくわからない	子育てによる身体の疲れが大きい	夫婦で楽しむ時間がない	家族の中での子育て方針の違い	住居が狭い	特にない	その他	無回答
就学前児童	738	17.6	4.7	1.2	4.6	32.7	1.2	1.6	9.9	2.3	1.6	3.7	13.6	3.7	1.6
小学生	856	11.4	8.3	2.3	8.3	30.5	0.8	1.4	3.9	27.0	3.2	0.0	0.0	0.0	2.9

就学前児童の家庭で、「子どもを叱りすぎているような気がする」「仕事や自分のやりたいことができない」の割合が高くなっています。
小学生の家庭で、「子どもを叱りすぎているような気がする」「夫婦で楽しむ時間がない」「仕事や自分のやりたいことができない」の割合が高くなっています。

（14）子育てについての気持ち

①　子育てについての気持ち

子育てについて、就学前児童の家庭と小学生の家庭ともに、「とても楽しい」「楽しい」と感じている人が多く、約６割となっています。

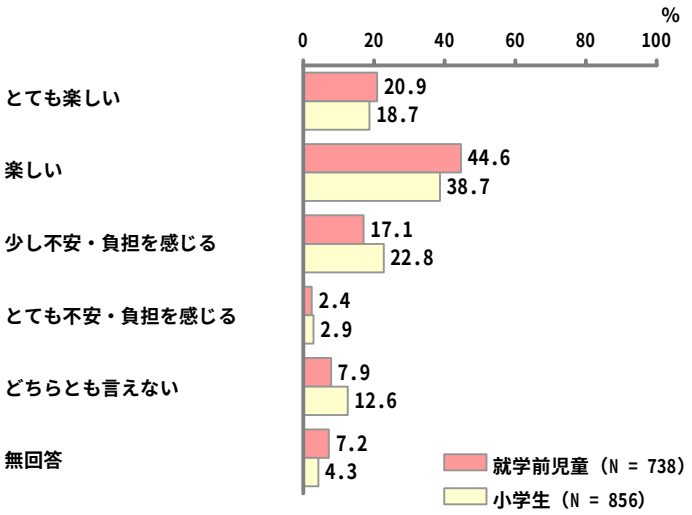

6　宇治市児童育成計画及び宇治市次世代育成支援対策行動計画の取り組み

毎年度実施している宇治市児童育成計画及び宇治市次世代育成支援対策行動計画のこれまでの取り組みを目標別に整理しました。

基本目標１　子どもの健やかな成長・発達への支援

子どもが健やかに、安心して成長していける環境をつくっていくことを最重視し、自ら考え、行動していくために必要な「生きる力」を身につけられるよう、子どもの健やかな成長・発達への支援を進めてきました。

主な取り組みとして、子どものための相談・支援体制として、相談窓口の周知に努め、子育て相談や虐待未然防止につなげてきました。また、子どもの人権に関する市民啓発を行ってきましたが、市民のニーズに基づいた、より効果的な取り組みを検討していくことが必要となっています。

虐待防止のための相談については、今後も継続して関係機関と連携強化に向けた取り組みが必要であるとともに、関係機関との情報共有により、虐待防止のためのネットワークの強化を図っていくことが必要です。

また、たくましく、心豊かに育つ環境をつくっていくために、就学前教育（保育）や学校教育の充実を図るとともに、青少年の健全育成にも努めてきました。

基本目標２　子どもの自主性や社会性の育成への支援

本市が有する豊かな自然や文化、人材を有効に活用しつつ、また子どもが安全・安心に遊べる環境をつくることを通じて、子どもの自主性や社会性を育成してきました。

主な取り組みとして、子どもたちの地域活動への支援や、子ども同士の交流活動の支援等を行ってきましたが、今後も更なる参加者増に向けた取り組みが求められています。

また、子どもが参加できる学びや遊びの機会づくりについては、順調に事業が定着してきていますが、指導者の掘り起こしなど新たな取り組みの検討が必要です。

子どもが遊べる場づくりとして、公園・緑地の充実や、親子で遊べる場の確保等に努めてきましたが、今後もニーズや地域の実情に応じた取り組みが必要となっています。

基本目標３　ゆとりある家庭環境づくりへの支援

子育ての喜びや楽しみ、また負担を分かち合いながら、精神的にも時間的にもゆとりをもち、育児や仕事、さらには家庭生活も調和できる環境づくりを進めてきました。

また、仕事と家庭生活の調和の視点のもと、育児と仕事の両立だけでなく、その人が仕事と家庭生活の調和を図ることができるよう、企業や事業所などとも連携しながら施

策の展開を図ってきました。

主な取り組みとして、次代の親への啓発活動や家庭での教育力の強化に取り組む一方、固定的な性別役割分担意識の解消やＤＶの根絶に向けた取り組みにも努めてきました。

また、企業や事業所に対する啓発活動や子育て家庭への就労支援は、引き続き取り組みを進めていく必要があります。

基本目標４　安心して子どもを生み育てられる生活環境の整備

安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進めるため、さまざまな子育て不安や負担感の軽減をはじめ、地域ぐるみの防犯体制を構築するなど、子どもが安心して健やかに成長できるとともに、誰もが利用しやすい生活環境の構築を図ってきました。

主な取り組みとして、延長保育事業や障害児保育事業の充実などの多様な保育サービスの提供や、入所要件の弾力化の検討などの柔軟な保育所運営を進めてきましたが、放課後児童健全育成事業では、育成学級の施設整備の課題や指導員の資質向上については今後も検討を進めていく必要があります。

また、健やかなからだとこころの育ちへの支援として、マタニティ講座や父親への啓発事業等を推進してきましたが、今後もより効果的な実施手法を検討し、より効果的な支援を行っていく必要があります。

また、一人ひとりを認め合い、ともに支え合うまちづくりを進め、それぞれの家庭に応じた身近な見守りと支援を推進してきましたが、さらに、障害のある児童等への支援や、ひとり親家庭への支援も、今後継続して実施し、すべての子育て家庭に対する生活環境を整備していくことが必要です。

基本目標５　地域で子育て支援ができる環境の整備

子育て中の親が相談相手もなく孤立化したり、育児不安などから虐待につながるケースがなくなるよう、地域全体での子育て支援を推進してきました。

主な取り組みとして、地域で子育てを応援する民生児童委員、各種団体への活動支援を行ってきました。

市民参加で進める子育て支援として、「ファミリーサポートセンター」の充実に努めてきましたが、今後はより広報を強化し、会員の拡充等を実施していくことが必要です。

また、子育てサークルの育成や地域子育て支援拠点での取り組みの充実など、今後も継続して、地域で子育て支援ができる環境づくりに努めていきます。

7　宇治市の子ども・子育てを取り巻く課題

本市の子どもを取り巻く現状や、ニーズ調査結果、宇治市児童育成計画及び宇治市次世代育成支援対策行動計画の評価を踏まえ、本市の子ども・子育てを取り巻く課題を整理しました。

（１）子どもの健やかな成長・発達への支援について

現状と課題

生命を尊び、相手を思いやるこころは、さまざまな遊びや体験を通して育まれていくものです。豊かな体験活動の機会を提供し、子どもたちが社会の一員としての自覚や社会性をはぐくむとともに、自己実現を図ることができるよう地域の大人が見守り、支援することが求められています。これらの体験活動の機会を推進し、子どもたちの活発な活動が展開され、他人を思いやるこころや豊かな人間性をはぐくむことができるよう成長段階に応じた事業を展開することが求められています。

ニーズ調査結果から､子どものことで日頃悩んでいること､不安に感じることとして、小学生の家庭では「友達づきあい（いじめ等を含む）」の割合が約２割となっており、子どもの学校生活等において、不安などがあることがわかります。また、就学前児童の家庭では「病気や発育・発達」の割合が約２割となっています。

本市では、子どものからだとこころの育ちを支援するために、妊産婦等への支援や乳幼児健診等の事業を行ってきましたが、受診率の向上に向けたより効果的な実施手法等を検討していく必要があります。

今後は、子どもが学校生活や日常生活の中で、不安や悩みを気軽に相談しやすい体制をつくるとともに、関係機関と連携しながら、こころとからだの問題に取り組み、子どもの健やかな成長・発達を支援していくことが必要です。

（２）安心して子どもを生み育てられる環境づくりについて

現状と課題

ニーズ調査結果から、子育てについての気持ちとして、就学前児童の家庭、小学生の家庭ともに「少し不安・負担を感じる」､「とても不安・負担を感じる」と回答した保護者がいます。また、相談相手の有無については、若干ではありますが、相談相手がいない保護者もいることがうかがえます。

子どもの遊び場で困ること・困ったこととして､「雨の日に遊べる場所がない」の割合が高くなっています。また、子ども外出をする際に、困ること・困ったこととして、歩道や信号がないことによる安全性が心配されていることや、歩道や建物でバリアフリー

化がされていないことなどの割合が高くなっています。

さらに、子どものことで日頃悩んでいること、不安に感じることとして、小学生の家庭で「子どもの教育や将来の教育費」の割合が高くなっており、経済的な支援も求められていることがうかがえます。

本市では、身近で多様な相談窓口の充実を図ってきましたが、その窓口の周知を今後はさらに進めていくことが課題となっています。また、子どもが自由に遊べる場の確保を進めてきましたが、さらに、子どもが安心して、身近なところでの遊べる場や機会を充実していくことが必要です。

今後も、保護者が安心して育児を行っていくためにも、悩みや不安を感じたときに安心感を持つことの出来る支援が求められています。地域による子どもの活動支援や見守り、親同士の交流の場を通じた子育ての相談や情報交換ができる場が必要であると考えられます。

また、子どもが安心して外出し、外で遊ぶことのできる環境づくりが求められています。

子育て家庭の経済的負担軽減のため、経済的支援の充実を図るとともに、今後とも国や京都府に対して軽減策の充実を働きかける必要があります。

（３）地域で子育て支援ができる環境づくりについて

現状と課題

少子化や核家族化、共働き家庭の増加などの家庭環境の変化により、地域のつながりが希薄化しているのが現状です。

ニーズ調査結果から、近所や地域との付き合いの状況をみると、就学前児童の家庭では「付き合いはほとんどなく、あいさつをする程度」、小学生の家庭では「少々付き合いがある」の割合が高くなっています。また、子どもの地域での催しへの参加状況は、就学前児童、小学生ともに「特に参加していない」の割合が高くなっています。

ニーズ調査結果からも、地域とのつながりが弱くなっている中で、身近な地域で相談できる人がいないなど子育てが孤立化しており、子育てに対する不安や負担を感じる親が増えてきています。

市では、子どもがたくましく、心豊かに育つことができるよう、就学前教育や学校教育等の充実を図ってきました。また、地域との交流の場の確保として、地域活動における支援を行ってきましたが、参加者増に向けた取り組みの検討が求められています。

地域の実情に合わせ、子育て家庭が社会において孤立しないよう、家庭や地域、企業、学校、児童館、幼稚園、保育所、認定こども園等がそれぞれの機能を発揮するとともに連携を強化し、身近な地域における子育て支援を推進することが重要です。

（４）仕事と子育てを両立できる環境づくりについて

現状と課題

ニーズ調査結果から、仕事と子育ての両立で大変だと感じることとして、就学前児童の家庭では「子どもと接する時間が少ない」、小学生の家庭では「自分や子どもが病気・ケガをした時に世話をする人がいない」の割合が高くなっています。

また、仕事と子育てで大変だと思うこととして、就学前児童、小学生ともに「職場の理解が得られない」の割合が約１割となっており、ワークライフバランスを実現していくためにも、企業等の理解を促進していく必要があることがうかがえます。

仕事と子育ての両立を図るために、子育て期に多様で柔軟な働き方が選択できるような社会基盤の拡充が効果的と考えられ、個々の事情に合った多様な保育サービスが選択し利用できる体制の整備が求められています。また、男女ともに育児休業等を取得しやすい就労環境の整備など、仕事と子育てを両立できる環境づくりのために企業等への啓発も必要であると考えられます。

市では、企業や事業所に対し、働き方の見直しや様々な制度の周知を図ってきましたが、さらなる周知啓発を行っていくことが求められています。

喜びや楽しみをもって子育てをするためには、社会全体で子育てを支援することはもとより、地域ぐるみで子育ちを支え合い、男女が互いによきパートナーとして、家事・育児を共に担い合うことが望まれます。そのためには、性別によって役割を固定化してしまう社会通念を見直し、人生の各段階に応じて男女ともに多様な働き方を選択できるような社会をめざすことが大切です。社会や家庭で男女が固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、役割と責任を分担していくことの大切さを、個人だけでなく社会や企業が理解していくことも重要です。

（５）配慮を必要とする家庭へのきめ細かな取組について

現状と課題

全国的に、児童虐待の状況は相談件数の増加とともに、その内容も複雑・困難化し、ますます深刻な社会問題となっています。

ニーズ調査結果から、保護者のことで日頃悩んでいること、不安に感じることとして、就学前児童の家庭、小学生の家庭ともに「子どもを叱りすぎているような気がする」の割合が高くなっており、保護者も児童虐待について不安に感じていることがわかります。

また、子育てについての気持ちについて、若干ではありますが、「とても不安・負担を感じる」と回答した保護者もおり、この不安・負担が子どもへの虐待につながる危険性もあります。

市では虐待防止のため、ネットワークの推進や関係機関との連携を図り、相談しやす

い環境づくりに努めてきました。

児童虐待は、子どもへの身体的な影響だけでなく、こころの発達や人格の形成に深刻な影響を与えます。子どもを虐待から守り、子どもが安心して生活できるよう、地域ぐるみで未然防止をはじめ、早期発見・早期対応に取り組み、虐待により生じるであろう、こころの傷、愛着障害、非行などを防ぎ、児童の自立を支援するための子どもや家庭に対するきめ細やかな支援や関係機関との連携などが求められています。

ひとり親家庭には、安心して子育てできるための支援や生活の場の整備、経済的自立のための支援などが必要であり、親子が地域で安心して生活できる環境を整え、生活の安定と自立を促進することが必要です。

また、平成 25 年８月に閣議決定された国の「障害者基本計画」では、「障害児やその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象として、身近な地域において、子ども・子育て支援法に基づく給付やその他の支援を可能な限り講じるとともに、障害児が円滑に同法に基づく教育・保育等を利用できるようにするために必要な支援を行う」こととしています。障害のある児童等の健全な発達を支援し、豊かな地域生活を送ることができるよう、「宇治市障害者福祉基本計画」や「宇治市障害福祉計画」などと連携しながら、障害のある児童等及びその家族のライフステージに対応する一貫した支援の推進が必要です。

平成２６年１月１７日に施行された「子どもの貧困対策推進法」に基づき、平成２６年８月２９日に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されています。教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者の連携・協力を得ながら、地域の実情に即した効果的な施策に取り組むことで、子どもの貧困対策を総合的に推進する必要があります。市においても、相談窓口の充実や各種手当の充実など経済的困難を抱える家庭への支援に取り組んでいきます。

第３章　計画の基本的な考え方

１　計画の基本的視点

子どもの視点に立った支援

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。子どもの視点に立ち、幼児期の人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな成長と発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざす取り組みを進めます。

家庭の視点に立った支援

教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させることが必要であり、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。そのためにも、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びへの支援を行うことが重要です。

地域社会の視点に立った支援

「すべての子どもと家庭」への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、行政だけではなく地域全体で子育てを支援できるような仕組みづくりに取り組みます。

2　基本理念

本計画では、「宇治市児童育成計画」「宇治市次世代育成支援対策行動計画」の理念や方向性などを引き継ぐとともに、計画の基本的な視点をさらに明確に反映し、これからの宇治市を支える子どもたちの成長を地域のみんなとともに支え、未来に夢と希望の持てるまちをめざして、次のように基本理念を定めます。

子どもたちとともに夢と希望を実現するまち
宇治

3　基本目標

基本目標１　子どもの健やかな成長・発達への支援の充実

子どもが権利をもつ主体であるといった認識のもと、子どもの育ちを第一に考え、今後も子どもが健やかに、安心して成長していける環境づくりに努めます。

いじめ防止対策を含めた子どもの人権を守る取り組みや、その権利擁護について広く市民に周知、啓発を行うとともに、就学前の教育や保育、学校教育の充実を図ります。

また、安心して出産や子育てができるよう、妊娠期からの子どもの発育・発達への支援に取り組むとともに、子ども自主性や社会性の育成も含めた健やかな成長と発達を総合的に支援していきます。

■　施策の方向性

（１）子どもの人権を大切にする取組の充実
（２）たくましく、心豊かに育つ環境づくり
（３）妊娠期からの切れ目ない支援の推進
（４）健やかなからだとこころの育ちへの支援
（５）ともに育ち合う家庭づくり

基本目標２　安心して子どもを生み育てられる環境づくりの推進

さまざまな子育て不安や負担感の軽減をはじめ、安心して外出できるまちづくりや子どもの遊び場の整備など、引き続き安心して子どもを生み育てられる環境づくりに努めます。

相談・情報提供の充実を図るとともに、経済的支援の充実や地域ぐるみの防犯体制の整備に努めます。

また、子どもが安心して外出し、のびのびと遊ぶことができるよう、安全・安心な環境の整備に努めていきます。

■　施策の方向性

（１）子育ての相談や適切な情報提供のための支援
（２）安心して外出できるまちづくりの推進
（３）子育ての経済的負担への支援の充実
（４）いつでも、どこでものびのび遊べる場づくり

基本目標３　地域で子育て支援ができる環境づくりの推進

身近な地域の大人たちが子どもを見守る取り組みを推進するため、子どもや保護者が参加して交流できる場づくりなど、地域資源を活かした総合的な子育て支援体制づくりをさらに推進します。

■　施策の方向性

（１）家庭と子どもたちを応援する地域づくり
（２）地域とともに子育てを支援する環境づくり
（３）子どもたちのふれあいの機会づくり
（４）まちじゅうが学びと遊びの機会づくり
（５）親同士が交流できる機会づくり

基本目標４　仕事と子育てを両立できる環境づくりの推進

安心して子育てと仕事を両立できる環境づくりの観点から、多様な保育サービスや放課後子ども総合プランを踏まえた放課後児童対策の充実を図っていくとともに、ワーク・ライフ・バランスへの理解・促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進し、「子育てしやすい環境づくり」を推進します。

■　施策の方向性

（１）仕事と子育ての両立のための基盤整備
（２）仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

基本目標５　配慮を必要とする家庭へのきめ細かな取組の推進

障害のある児童等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。子どもの貧困についても、国が示す方針等を踏まえながら、相談対応の充実や負担軽減など支援施策の充実など、関係機関等が連携して、経済的困難を抱える家庭への対応を図ります。

■　施策の方向性

（１）児童虐待への対応の充実
（２）ひとり親家庭への支援の充実
（３）障害のある児童等への施策の充実
（４）生活困窮家庭（子どもの貧困）への支援

4　施策の体系

本計画は、基本理念を実現するため、５つの基本目標で構成されています。

第４章　施策の展開

基本目標１　子どもの健やかな成長・発達への支援の充実

基本施策：１　子どもの人権を大切にする取組の充実

子どもの権利条約が定められた後も、体罰、子ども同士のいじめなど、子どもの人権を侵害する事件は社会的な問題となっています。

このような状況を踏まえて、子どもの人権侵害の防止や、侵害を受けた子どもへの相談・支援体制といった子どもの権利を擁護する体制を構築していきます。

①　子どものための相談・支援体制の充実

子どもへの体罰、いじめなど、子どもの人権を侵害するさまざまな要因に対応し、子どもが安心して、健やかに育つことができるよう、相談支援の充実や問題事象の早期発見･対応に努めます。

具体的施策	内容
身近で多様な相談窓口の充実	子どもが、親や教師に相談できないことも含めて気軽に相談できる窓口として「青少年こころの電話」「こども家庭相談」等を充実させ、より相談しやすい手法も検討していきます。
問題事象の早期発見・対応	行政・事業者・地域団体等と連携を図り、いじめや深刻な悩み等、子どもがひとりで抱え込む問題をいち早く発見し、迅速に対応していきます。
職員や教員の相談対応力の向上	子どもの相談を受ける職員や教員が、より適切に対応できるよう、日頃からの研修や臨床心理士等専門的人材との連携によって資質や専門性の向上に努めます。
被害に遭った子どもの心のケアの推進	天災、犯罪、虐待等の被害にあった子どもに対し、府と連携して適切なケアに努めます。
いじめ防止対策の充実	「宇治市いじめ防止基本方針」に基づき、市内の関係機関・団体との連携の強化や、市民への広報啓発活動の推進、いじめの予防や早期発見を図るための児童生徒への「心の教育」や教職員研修、学校・家庭及び地域社会が連携して子どもを守る取り組みの実施など、いじめ防止対策の充実を図ります。

②　子どもの人権に関する普及と啓発

子どもの人権を尊重する意識が家庭や関係者だけでなく、まち全体で共有されるよう、市民に対し、子どもの人権及びノーマライゼーションの普及と啓発を進めるとともに、関係機関職員などの研修の充実を図ります。

具体的施策	内容
市民啓発の推進	市民が参加する生涯学習の機会や、市政だよりや市のホームページ等の広報を通じて子どもの人権に対する正しい理解を深めるための啓発を行います。 また、今後さらに親の働き方が多様化していくことも考えられるため、市民のみならず、企業や関係団体への、周知・啓発にも努めていきます。
関係機関職員等の研修の充実と意識向上	子どもの人権を守るために、子どもに関わるさまざまな関係機関の職員に対する研修機会等を充実し、子どもの人権を考えた支援ができるよう、子どもの人権に関する意識の向上に努めていきます。
ノーマライゼーションの普及・啓発の推進	一人ひとりを認め合い、ともに支え合うまちづくりを進めるため、障害のある人などとの相互理解を深め、共に生きる社会をめざすノーマライゼーションの理念の普及啓発を行います。

基本施策：２　たくましく、心豊かに育つ環境づくり

子どもたちに基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度など、確かな学力を身に付けさせるため、教育・保育の体制の一層の充実を図ることが重要です。特に、自ら課題を発見し解決する問題解決能力、他者とのコミュニケーション能力、物事への論理的な考察力などの育成を重視することが求められます。

幼児期からの子どもの発達や学習の連続性を重視し、学ぶ意欲や自尊感情を高める取り組みを推進するとともに、「生きる力」をはぐくんでいくことが重要です。

そのため、乳幼児が初めて家庭を離れ、多くの時間を過ごす教育・保育の場で、同年齢や異年齢の子どもとの関わり合いによる経験を確保し、子どもの育ちを保障していくことが課題となっています。幼稚園・保育所・認定こども園が連携した質の高い就学前教育（保育）の充実を図るとともに、学校教育だけではなく、生涯学習も含めた子どもの健全育成の推進を図ります。

①　就学前教育（保育）の充実

子どもが社会生活上のルールや道徳性を生活のなかで身につけ、心豊かに成長していくことができるよう、教員や保育士の連携強化や資質向上を図りつつ、豊かな社会性をはぐくむための教育・保育内容を充実していきます。

具体的施策	内容
教育・保育内容の充実	幼稚園、保育所、認定こども園において、子どもが十分に自己を発揮し、社会生活上のルールや道徳性を生活のなかで身につけ、人間形成の基礎を培っていけるよう、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に基づいて教育・保育の内容を充実します。また、幼稚園、保育所、認定こども園において人権を大切にする心を育てる教育・保育を推進します。
教員・保育士等の連携や情報交換	合同での研修会や交流会を実施するなど、幼稚園、保育所、認定こども園における保育士・教員等の連携の強化を図るとともに、情報交換の場の提供に努めます。
教員・保育士等の資質向上	教員・保育士等の資質向上をめざすため、教育・保育に関する研修等を実施します。

②　学校教育の充実

子どもたちが「生きる力」として、自立心を養い、たくましく、心豊かに育つよう、学校・家庭・地域が連携しながら、教育の充実を図ります。また、教育環境をはじめ、メンタルフレンドの派遣や適応指導教室の運営など、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、環境面の充実を図ります。

具体的施策	内容
家庭・地域との連携推進	家庭、地域と連携して信頼される学校づくりを進めていくために、あらゆる機会を通して、小中一貫教育の成果や課題、学習達成度の状況等を含めた学校情報を家庭や地域に積極的に発信します。 また、家庭や地域と学校教育の積極的な連携を進めていきます。
小中一貫教育の推進	子どもたち（児童・生徒）の「確かな学力」の充実・向上と豊かな人間性や社会性をはぐくむ小中一貫教育を推進します。
新しい教育環境の整備	子どもや地域の実態を見据え、新たな課題に対応できるよう、教材や学校図書館をはじめとした教育環境の整備を進めます。
ひきこもりや不登校への支援	家庭、学校と連携しながら、メンタルフレンドの派遣や適応指導教室の運営などを通して学校復帰への支援に努めます。

③　教育・保育の施設整備

子どもたちが安心して生活できる環境を整えるために必要な整備を計画的に進めるとともに、地域と協力し、子どもが安心して放課後等を過ごすことのできる居場所づくりを進めていきます。

具体的施策	内容
施設、設備の整備・充実	幼稚園、保育所、認定こども園、学校について、子どもたちが昼間の時間や放課後を安全で、安心して過ごす生活の場所という認識に立って施設整備を計画的に進めます。
安全管理のための取り組み	子どもが安心して過ごすことができるよう、施設への不審者の侵入防止等、引き続き安全対策に努めます。
施設の開放と有効活用及び放課後等の居場所づくり	子どもをはじめ、広く市民が利用できるよう、安全管理のもとに施設を開放します。また、地域のさまざまな市民等が協力し、放課後子ども教室を含めた休日や放課後等の居場所づくりを進められるように支援します。

④　青少年の健全育成の推進

現在、インターネットやスマートフォンなどの普及により、青少年に有害な情報が身近にあることが社会的な問題となっています。そのため、青少年や子どもの健全育成に対する啓発を行うとともに、青少年にとって有害となる情報から子どもを守るための対応を図ります。一方、民間団体との連携も視野に入れながら、生涯学習などの機会をつくり、青少年が人間性や社会性をはぐくむための教育を推進します。

具体的施策	内容
家庭や地域への啓発	青少年のいる家庭や地域に対して、社会的背景、青少年の意識や行動などを的確に捉えて見守ることができるよう、啓発します。
有害環境対策の推進	青少年にとって有害な、性や暴力等に関する過激な情報については関係機関、地域住民と連携・協力して、関係業界に自主的措置を働きかけます。
社会における教育	青少年の人間性や社会性をはぐくむため、異世代間交流や、地域の行事など、さまざまな機会において、教育を行います。
民間団体等や地域との連携	健全な青少年を育成するため、民間団体や地域等と連携して見守り活動等に取り組みます。

基本施策：３　妊娠期からの切れ目ない支援の推進

近年の子育て家庭の生活習慣は、保護者の健康に対する意識やライフスタイル、就労状況などによって乱れがちとなっています。また、家庭内の喫煙習慣、不規則で偏った内容の食生活、乳幼児の就寝時間の乱れなどの結果、生活習慣病が低年齢化するなど、子どもの健康状態に大きな影響を及ぼしています。そのうえ、環境の変化などによるものと思われるアレルギー疾患の増加や、運動不足などによる子どもの体力の低下といった身体の問題も生じています。

さらに、不妊によるこころの悩み、妊娠期の不安、親の孤立化や育て方への不安、子どもが他の子どもとふれあう機会が希薄になってきたことなどが原因で、こころにさまざまな問題が生じています。

母親が安心して妊娠・出産に臨めるよう、訪問指導など、妊娠期から支援を行うとともに、子どもの発育・発達への支援に取り組み、妊娠期からの切れ目のない支援を行うことで、安心して子ども生み、育てることのできるまちをめざします。

①　妊産婦等への支援

母親が安心して妊娠期を過ごし、出産を迎えることができるよう、母子健康手帳の配布・活用をはじめ、相談や情報交換できる機会の拡充、啓発の推進、個別訪問などの各種母子保健施策の推進などを図ります。

具体的施策	内容
母子健康手帳の配布・活用	妊婦との最初の出会いである母子健康手帳交付の機会を有効に活用し、父母ともに子育てをするという意識の醸成と、保健施策の内容・活用の方法を啓発します。
マタニティ講座の充実	妊娠期の不安を解消し、妊婦同士の交流機会ともなるマタニティ講座への参加促進と講座内容の充実をめざします。また、妊婦と配偶者の双方を対象とした妊娠期の保健指導を充実します。
交流機会の拡充	妊婦だけではなく、産後の母親も含めた交流ができ、気軽に相談や情報交換ができる機会を充実します。
啓発事業の推進	妊婦の配偶者に対し、妊娠について知り、父親としての自覚を高めるための啓発を進めるとともに、市民へのマタニティマークの普及啓発に努めます。
個別訪問の充実	ハイリスク妊婦・産婦・新生児等への訪問指導事業を充実させ、きめ細かい指導・助言をめざします。
ハイリスク妊婦等への支援の充実	妊婦が悩みや不安を相談できるよう、電話や窓口、面接等相談体制の充実に努めるとともに、安心して出産を迎えることができるよう支援を行います。

具体的施策	内容
ハイリスク妊婦への医療機関との連携による対応	何らかの問題の兆候をみせたり、すでに問題が生じているハイリスク妊婦への対応とフォローのため、医療機関との連携システムを検討します。
妊婦への食育の推進	妊婦の健康と胎児の健やかな発育を図るため、マタニティ教室や個別訪問などを通じて、栄養のバランスの大切さなどを指導する食育を推進します。
妊婦及び家庭や地域への喫煙対策	妊産婦と家族に関するタバコの害と禁煙に向けた啓発を行います。また、家庭や地域においても、啓発を図り、家庭や地域で守って行く環境づくりを進めていきます。
不妊治療等への支援	不妊治療及び不育治療について、医療費助成などによって支援します。

②　乳幼児健診及びフォロー体制の推進

子どもの健やかな発達・発育を支援するため、乳幼児健診や予防接種、健康教室や幼稚園、保育所、認定こども園などを通じた食育、個別相談などの各種事業を推進します。

具体的施策	内容
乳幼児健診の充実	子どもの発達段階に応じた乳幼児健診及び歯科健診について、今後も受診を促すとともに、一層の充実を図ります。
健診後のフォローの充実	保健所、医療機関、療育機関等との連携及び発達相談、フォロー教室、個別訪問、個別相談等によって健診後のフォローをきめ細かに進めます。
予防接種の推進	予防接種事業を啓発し、接種率向上に努めます。
発育・発達を支援する教室の充実	乳幼児の健やかな発達を支援し、親子のふれあいを豊かにはぐくむため、保護者に対し育児支援や健康づくりに向けて各種教室の内容充実に努めます。
乳幼児への食育の推進	乳幼児の健康の増進を図るため、健康教室や幼稚園、保育所、認定こども園を通じて、保護者や子ども自身へ、栄養のバランスを考え規則正しく食べることの大切さについての意識を高める食育を推進します。
個別相談の充実	保健師、栄養士、発達相談員、看護師、歯科衛生士などが専門的立場で発育・発達・育児等についての適切なアドバイスを行う個別相談及び定期的面談の充実を図ります。
個別訪問の充実	新生児、乳児期における訪問をはじめ、乳幼児健診の未受診児や要支援児等、保護者のニーズに応じた個別訪問を充実させます。

③　医療機関等との連携の強化

医療体制の確立や充実が求められているなか、保健所との連携をはじめ、救急医療体制や夜間診療の充実、休日診療の運営など、子どもが安心して地域で育つことができるよう、医療体制の充実を図ります。

具体的施策	内容
定期的な会議、情報交換などによる連携	医療機関と市との連携を強化するため、会議や研修会を積極的に設けます。
保健所との連携	経過観察や支援が必要な乳幼児へのフォロー、思春期の子どもや親への保健指導、及び不妊相談・助成等について保健所との連携を一層強化します。
救急医療体制の充実	医療機関、消防署との協議、調整に努め、救急医療体制の充実を図ります。
夜間診療の充実	医療機関との協議、調整等に努め、夜間診療の充実を働きかけます。
休日診療の運営	休日急病診療所を引き続き運営します。

基本施策：４　健やかなからだとこころの育ちへの支援

思春期になると、安易な性行為に走ったり、喫煙・飲酒をする子どもも増加傾向にあるとみられ、加えて全国的にも子どもの薬物使用も増加しているといわれています。

また、商業施設や自動販売機で売られている有害図書や、街中の看板・チラシなど、子どもを取り巻く危険性は複雑化・多様化しています。

これらの有害環境への対策等を行いながら、子どもが健やかに心身ともに成長していくことができるよう支援していくことが必要です。

①　学童期・思春期における保健対策の充実

大人になる過渡期にある子どもたちの健やかな成長を支援するため、保健師などと小中学校の養護教諭の連携強化をはじめ、食育、性や喫煙・飲酒対策、薬物対策など、子どもたちへの健康被害をなくすことができるよう、学童期や思春期における保健対策の充実を図ります。

具体的施策	内容
就学前対応と小学校の連携	保健師等と小中学校の養護教諭との日常的な連携体制を確立し、学校保健の充実に努めます。
食育の推進	子どもの豊かな人間性をはぐくみながら、健康の増進を図るため、栄養のバランスを考え規則正しく食べることの大切さについての意識を高める教育とともに、調理などの生活体験や農業体験などを通じた食に関する多様な学習機会を提供します。
性教育の推進	生命の大切さなどを含めた体系的な性教育を推進します。
喫煙・飲酒対策	タバコやアルコールの害についての啓発、指導を進めます。 また、家庭や地域においても、啓発を図り、家庭や地域で守って行く環境づくりを進めていきます。
薬物対策	覚醒剤や薬物乱用の害について、関係団体と協力しながら啓発を行います。 また、家庭や地域においても、啓発を図り、家庭や地域で守って行く環境づくりを進めていきます。

②　有害環境対策

子どもの成長において有害となる雑誌や本などの販売についての自主規制や、有害広告などの防止に取り組み、子どもの成長を支える健全な地域づくりを進めます。

具体的施策	内容
有害図書などの販売についての自主規制	市内の書店、コンビニエンスストア等に対して有害図書を子どもが立ち読みできない対策を講じるよう協力を要請します。
有害広告等の防止	有害なビラの配布防止や看板の設置防止につながるよう、地域での見守りを支援します。

②　子育て期の親への支援

子どもの成長や発育に対する不安をなくし、育児に自信をもち、楽しむことができるよう、健康教室や健康診査を通じた指導に努めます。また、子育てにおける悩みを解消できるよう、精神面でのケアに努めます。

具体的施策	内容
健康教室等の参加促進と内容の充実	子育て期の保護者に対する健康教室や健康診査の参加促進を図っていきます。また、教室等への参加を機に、他の保護者とコミュニケーションが図れるよう、内容等の充実を図っていきます。
生活習慣改善のための指導	子育て期の保護者の健康及び生活リズム、運動習慣等の生活習慣を啓発し、乳幼児健診時等における指導に努めます。
食育の推進	子育て期の親に対して、食を通じた家庭内のコミュニケーションや健康についての意識の向上、食生活改善を啓発していきます。
メンタルケアの充実	子育てにおけるストレスや悩みの解消のため、各種事業を通じて相談を行うとともに仲間づくりを支援し、メンタル面でのケア体制を充実させます。

基本施策：５　ともに育ち合う家庭づくり

さまざまな情報の氾濫等によって、子どもを生み育てることの意味が正しく認識されていない部分もあり、また子育てをどのように行っていくのかがわからないまま、保護者となってしまっているケースが多くなってきています。

これから親になっていく人たちが、結婚や子どもを生み育てることに行き過ぎた不安や負担感を抱かず、夢をもてるよう、これからも啓発を進めることが大切です。また、子育てを行っている親がもてる力を発揮し、ともに喜びや楽しみを感じ、分かち合いながら子育てを行っていけるよう、家庭の育児力、教育力を強化する支援やそのための地域環境づくりを進めます。

①　次代を担う子どもへの啓発活動の推進

今後、子どもたちが、結婚や親になること、子育てについての正しい意識や関心をもち、夢を抱けるよう、パンフレットや体験活動などを通じて、啓発します。

具体的施策	内容
思春期、青年期への子育て・家庭に関する啓発	子どもたちが、結婚や家庭生活、子育てに関する正しい意識を醸成できるよう、講座を開催するとともに、各種パンフレットを配布するなど啓発活動を行います。
思春期、青年期に子どもにふれあう機会の充実	小学生や中学生、高校生などが、赤ちゃんを抱くなどの経験をすることにより、子どもに親しみをもち、将来自分が家庭をもって子どもを育てる夢を描き、その心構えができるよう、保育体験事業等を充実します。

②　家庭の子育て・教育力の強化

子育てへの不安などの解消や、家庭で協力して育児に取り組むことができるよう、子育て講座などの開催や保護者同士の交流活動を促進するとともに、家庭の教育力の向上や、家庭教育に関する啓発に取り組みます。

具体的施策	内容
家庭教育の啓発	子育ての基本は家庭にあることの認識を保護者にもってもらい、家庭内での子どもの役割分担やしつけ等がおろそかにならないように、家庭教育の啓発に努めます。
家庭での教育力を高める支援	子どもの育ちに合わせた家庭教育のための講座などを開催するとともに、子どもたちが家庭で話しやすい環境づくりを行えるよう家庭に働きかけます。
子育て講座などの開催	子育てについての講座やセミナーなどを開催し、子育ての不安の解消等を図るとともに、家庭においてどのような子育てをめざすのかをイメージしながら、両親、祖父母などが協力して育児にあたれるように支援します。
保護者同士の交流活動への参加促進と環境づくり	子育てに関するサークル団体等の情報提供を行い、保護者が気軽にサークル等に加入し活動できる支援体制を整備していきます。 また､サークル活動をはじめとした保護者同士の交流活動を促進し、交流を通じてともに育ち合える子育て環境づくりを支援します。

③　配偶者等からの暴力の根絶と対応

子どもの成長にとって、よりよい家庭環境がつくられるよう、ドメスティック・バイオレンスに関する市民啓発をはじめ、ドメスティック・バイオレンスに対する相談支援を充実するなど、解決に向けた取り組みを推進します。

具体的施策	内容
ドメスティック・バイオレンス（配偶者等からの暴力）の根絶	家庭内での配偶者からの暴力行為（ドメスティック・バイオレンス、ＤＶ）の根絶に向けた取り組みを進めます。
関係機関の連携	ＤＶの根絶に努め、相談から被害者保護等に関わる関係各機関の連携を進めます。
ＤＶについての市民への啓発	ＤＶの根絶に向けて市民啓発を行います。
ＤＶについての教育の充実	子どものＤＶに対する理解向上のため、学校における人権教育などの教育・学習機会の充実を図ります。

基本目標２　安心して子どもを生み育てられる環境づくりの推進

基本施策：１　子育ての相談や適切な情報提供のための支援

子育ての不安を軽減し、楽しみや喜びを感じられる子育てへの支援として、子育てに関する相談や適切な情報提供が重要となります。

子育てや教育について、身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、専門的または深刻な相談にも対応できるよう相談窓口の体制を充実します。また、子育てに関する情報をきめ細かく届けるために、印刷物だけでなく、様々な媒体を活用し、常に新しい情報を発信していきます。

①　子育て支援サービスや市民活動の広報の充実

育児の孤立化や育児不安の軽減を図るため、窓口や広報紙、パンフレット、インターネットなどを活用して各種子育て支援サービスに関する情報を総合的に提供するとともに、市民活動に関する情報収集と広報への支援などを行います。

具体的施策	内容
子育て支援サービスの情報提供	市内及び京都府において利用できるさまざまな子育て支援サービスに関する情報を、窓口や広報紙、パンフレット、インターネット等によって総合的に提供します。また、乳幼児健診や健康教室、子育て学習機会、学校からの連絡などの機会に、子育て支援サービスに関する情報を提供するよう努めます。
情報メディア活用のための学習機会の提供	子どもをもつ親が多様な情報メディアを活用した情報収集などを適切に行えるとともに、親子の情報モラルが向上するよう、学習機会の提供に努めます。
民間事業所や市民活動などの情報収集と広報への支援	民間事業所や子育てサークル、民生児童委員協議会などが実施している事業や活動などの情報を収集し、行政が行っている事業とともに広報していくよう努めます。

②　身近な相談窓口の充実

育児に関して不安なことや困ったことなどを気軽に話したり、身近に相談することができるよう、地域子育て支援拠点をはじめ、幼稚園、保育所、認定こども園での子育て相談、メールを活用した子育て相談などを充実させ、ケースやニーズに合わせて相談に応じることができる多様な相談窓口の設置に努めます。

具体的施策	内容
地域子育て支援拠点の充実	地域子育て支援拠点で気軽に子育てに関する相談ができるよう、今後も設置箇所や設置場所の拡大や、相談機能の充実を図ります。
幼稚園、保育所、認定こども園等での子育て相談の充実	幼稚園、保育所、認定こども園等で、気軽に子育てに関する相談ができるよう充実に努めます。
多様な方法による相談事業の実施	メールを活用するとともに、希望に応じて訪問を行うなど、多様な方法により、子育て相談を充実します。 また、民間事業所などが実施している相談事業に対しても、市民に周知啓発していきます。
利用者支援事業の実施	子ども・子育て支援新制度における子育て支援施策や地域の多様な子育て資源を、利用者が円滑に利用できるよう、専門の職員を配置して、利用者支援事業を実施します。

基本施策：２　安心して外出できるまちづくりの推進

子どもやベビーカーなどで乳幼児を連れた保護者は、道路の段差、エレベーターやエスカレーターのない施設や使用しづらいトイレなどの生活環境に不安や負担を感じており、道路や交通機関、日常生活においてさまざまな面で利用しやすい環境づくりが求められています。

子どもや子どもを連れた保護者、さらにはすべての人にとって安全で使いやすく、安心して外出できるよう、ユニバーサルデザインの考えを取り入れた施設、交通環境の整備やまちづくりを今後も継続して進めます。

①　交通環境の改善

交通環境の改善に向けて、道路の歩道設置や、道路、通路などの拡幅や段差の解消などを計画的に進めます。また、妊産婦への配慮やベビーカーの安全な使用などのバリアフリーへの理解を深めるソフト施策「心のバリアフリー」の推進を図ります。

具体的施策	内容
道路における歩道設置と安全確保	市道の改良や国や府への要望によって段階的に、段差の解消や、ガードレールの設置等、安全な歩道の整備を進めます。
人にやさしい道路整備	子どもや高齢者及び障害者に配慮した安全で快適な道路整備を進めます。
交通バリアフリーの推進	「宇治市交通バリアフリー全体構想」に基づき、鉄道駅におけるエレベーター設置等のバリアフリー化を進めるとともに、駅周辺における道路、駅前広場、通路等の連続した移動経路についても、拡幅や段差の解消等のバリアフリー化を進めます。
「心のバリアフリー」の推進	妊産婦や乳幼児を連れた人への配慮、ベビーカーの安全な使用や使用者への配慮などへの理解を深める「心のバリアフリー」の推進のための取り組みを進めます。

②　交通安全対策の推進

子どもたちを交通事故などの危険から守るため、交通安全対策事業による通学路などの道路の危険箇所の改良や交通安全施設の整備をはじめ、学校園などにおける交通安全教室を通じた啓発を行います。また、車や自転車を運転する大人たちにも意識をしてもらうよう、運転マナーについての啓発・指導を行います。

具体的施策	内容
交通安全対策事業の推進	子ども連れでも、子どもひとりでも安心して外出することができるように、通学路など道路の危険箇所の改良や交通安全施設の設置、段差の解消など道路における安全性の確保に努めます。
迷惑駐車・放置自転車対策	警察署等と協力しながら、公道上における迷惑駐車・放置自転車対策に取り組みます。
交通安全教室の充実	警察署と協力しながら、幼稚園、保育所、認定こども園、学校において交通安全教室を開催します。
運転マナーについての啓発・指導	通学路での徐行や通り抜け抑制など、ドライバーに対して、通学路の安全確保のための啓発・指導を進めるとともに、安全確認や一旦停止などの交通ルール遵守についても推進します。
チャイルドシートの着用推進	チャイルドシート着用推進のための啓発に努めます。
自転車の安全な利用の推進	子どもが自転車に乗る際のヘルメットの着用や、幼児用座席におけるシートベルトの着用に向けた啓発に取り組むとともに、自転車運転免許教室の実施による自転車利用のマナーや交通ルールの普及を推進していきます。

③　公共的空間における設備の充実

誰もが使いやすい公共施設をめざし、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、整備を進めるとともに、育児・授乳室などの設置を進め、子育てバリアフリーを推進します。

具体的施策	内容
ユニバーサルデザインの施設整備の推進	今後整備する公共施設については積極的にユニバーサルデザインの考えを取り入れるとともに、民間施設についてもユニバーサルデザインの普及のための啓発に取り組みます。
育児・授乳室、育児設備の設置の推進	子ども連れであっても、公共施設を気軽に利用できるよう、各施設の状況に応じて授乳室、育児設備などの整備を推進します。
子ども連れの来庁者に向けた取り組みの充実	子ども連れで市役所を訪れて相談・申請・申告等をする市民のために、子どもを一時的に預かるサービスを実施するなどの取り組みを充実します。

④　防犯対策

子どもたちが安全・安心に地域で生活していけるよう、地域防犯の強化や公共施設の安全管理体制の充実、こども 110 番のいえの充実など、地域ぐるみで子どもを守る取り組みを進めます。また、子ども自身が防犯に対する意識を高められるよう、子どもへの防犯訓練に取り組みます。

具体的施策	内容
子どもや市民を犯罪から守る地域防犯強化	子どもを犯罪から守るため、地域住民が参加・協力し合い、見回りや子どもへの声かけ、集団登下校時の誘導などを積極的に行う地域防犯組織に対して、必要な支援や専門的指導を進めます。
公共施設の安全管理体制の強化	幼稚園、保育所、認定こども園、育成学級、学校や公園など、子どもが利用する施設の安全管理体制の強化に地域住民と取り組むとともに、引き続き緊急通報システム等による安全対策に努めます。
職員や教員への防犯訓練及び研修	子どもを犯罪から守るため、子どもが利用する施設の職員や教員への防犯訓練に取り組みます。
こども 110 番のいえの充実	こども 110 番のいえを増やすことを要請します。また、協力市民や事業所に対するいざというときの対処方法の指導等を要請します。
子どもへの防犯教育	学校において子どもに対し、不審者を想定した避難訓練等を行います。
スマートフォンや携帯電話等を通じた犯罪対策	スマートフォンや携帯電話、インターネットを通じて子どもを狙う犯罪などについて、子どもに学校等で防犯に関する授業の開催や防犯指導を行います。

基本施策：３　子育ての経済的負担への支援の充実

子育てに対する経済的な負担感は大きくなっているといわれています。

そのため、子育て支援医療費支給など、現在行っている経済的支援施策をより一層充実させるとともに、新たな経済的支援の方策を検討します。

①　子育て家庭の負担軽減の促進

子育て家庭の経済的な負担を軽減することができるよう、各種施策の充実に努めます。また、国の動向を見据えつつ、制度などの変更があった場合は、迅速な対応に努めます。

具体的施策	内容
子育て家庭の医療費負担の軽減	子育て支援医療費支給については、今後も継続実施していきますが、子育て世帯が等しく制度を享受できるように、子どもの医療費無料化制度の創設を国に対して要望します。
施設利用料の軽減	子ども連れの公共施設利用者について利用料の軽減を検討します。
各種制度活用に向けた情報提供	各種制度の活用に向けて、対象者への情報提供を行います。

②　公営住宅等の居住環境の整備

子育て世帯にとって子育てしやすい居住環境を確保できるよう、特定優良賃貸住宅などの促進をはじめ、ユニバーサルデザインに基づきながら、公営住宅などの改良・整備を進めます。

具体的施策	内容
特定優良賃貸住宅等の促進	子育て中の親が良質な住宅を確保できるように、特定優良賃貸住宅等の利用に向けた取り組みを進めていきます。
公営住宅等の改良・整備	公営住宅におけるユニバーサルデザインの導入を進めるとともに、老朽箇所等の適切な改修を図り、安全で快適性の高い住環境の整備を図ります。

基本施策：４　いつでも、どこでものびのび遊べる場づくり

本市には、植物公園、アクトパル宇治や太陽が丘など、拠点となるレクリエーション施設のほか、地域と協力して管理している公園施設が徒歩圏にあり、こうした自然などを活用した遊びの場が多くあるといえます。

しかし、近年、子どもが巻き込まれる事故・事件が多発していることから、遊び場の安全面に対する懸念もうかがえます。

こうした状況をとらえ、子どもがのびのびと遊べる場の確保とともに、子どもが安全に遊ぶことができ、親も安心して遊ばせられる場の充実を進めるため、地域の集会所や公園などの積極的な活用を今後も進める一方、関係団体や関連する機関、地域の協力を得ながら、安全に外で遊べる環境づくりにも努める必要があります。

①　公園・緑地などの環境整備

子どもたちをはじめ、親たちにとっても憩いの場となるよう、公園、遊園の充実をはじめ、緑などの自然に接することができる、うるおいのある環境づくりに努めます。

具体的施策	内容
公園、遊園の充実	子どもが安全に遊び、親も安心して見守ることができるとともに、世代間交流の場として、誰もが集える公園・遊園を整備します。
自然に接する遊び場の充実	遊びながら自然に接することができるよう「自然環境を利用する」など工夫した公園や緑地の整備に努めます。
緑化啓発の推進	身近で花や緑に親しめる地域づくりのため、子どもの参加も視野に入れた緑化啓発活動を推進します。

②　親子で遊べる場の確保

子どもとその保護者が安心して、気軽にともに遊んだりすることができるよう、幼稚園､保育所や認定こども園をはじめ､公共施設や民間施設などの既存施設を有効活用し、身近でかつ、雨の日にも遊ぶことができるような場の確保に努めます。

具体的施策	内容
身近で親子で遊べる場所の確保	親子が身近な地域において、空家や公民館、集会所、空き店舗等を活用し、気軽に楽しく遊べる場を確保します。
雨の日に遊べる場所の確保	空家や公民館、集会所、空き店舗等を活用して、雨の日でも親子が気軽に楽しく遊べる場を確保します。
幼稚園、保育所、認定こども園の有効活用	親子が楽しく遊べる場として、幼稚園、保育所、認定こども園の有効活用に努めます。
民間施設の有効活用	親子が気軽に楽しく遊べる場として、空き家や空き店舗等の民間施設の有効活用に努めます。

③　自由に遊べる場の確保

子どもたちが安心して、自由にのびのびと遊んだり、ふれあうことができるよう、遊び場の整備をはじめ、児童施設の整備や施設の安全管理などに努めます。

具体的施策	内容
子どもが自由に遊べる場の確保	子どもの創造力を活かし、子どもならではの遊び方が自由にできる場所の整備に努めます。
児童施設の整備	公園以外の場において子どもの遊び場の確保と整備に努めます。
公共施設へのプレイコーナー等設置	公共施設において、子ども連れで訪れた際に利用できるプレイコーナー等の整備に努めます。
施設の安全管理	子どもが遊びに利用する施設・設備の安全を確保します。

基本目標３　地域で子育て支援ができる環境づくりの推進

基本施策：１　家庭と子どもたちを応援する地域づくり

地域コミュニティが希薄になりつつある現代において、地域社会における子どもを育てる教育力が低下しており、その再生が求められています。そのため、子どもや親にとって身近な生活圏である地域が、日常的に子どもや親と接し、防犯や見守り、親の相談や子どもの健全育成などにおいて重要な役割を担っています。

こうした状況を踏まえ、今後も地域で子育て家庭を支援し、子どもの育ちを支えるという意識を高めるとともに、地域の住民団体や関連機関の連携を強化し、子育て・子育ちの応援ができるあたたかい地域社会を築くことができるよう、地域の教育力の向上を図ります。

①　子ども・子育てにおける地域への啓発

地域において子育て・子育ちを応援することができるよう、身近な地域での声かけを行うことを働きかけるとともに、地域ぐるみで子ども育てる意識を高めます。

具体的施策	内容
身近な地域での声かけの促進	地域ぐるみで子どもを育てる意識を高めるとともに、地域防犯を進めるため、隣近所等において、日頃から挨拶などの声かけ運動を行うよう自治会や各家庭に働きかけます。 また、地域活動や行事への参加促進を図り、地域交流を図っていきます。
子育て家庭支援についての講習	地域ぐるみで子どもを育てる意識を高めるために、講習会を開催します。

②　民生児童委員活動の充実

地域における福祉の担い手やリーダーとなる民生児童委員に対する研修を行い、活動の充実を図ります。

具体的施策	内容
民生児童委員の活動に対する支援	民生児童委員による相談や「遊びのひろば」開催等の子育て支援活動の充実のため、民生児童委員に対して研修機会や情報提供の支援を行うとともに、民生児童委員の子育て支援活動の PR に努めます。

③　各種団体活動への支援

地域ぐるみで子育て支援を進めていくため、地域活動の担い手である自治会や青少年健全育成協議会など、各種団体への研修などを通じて支援に努めます。

具体的施策	内容
各種団体への研修などの支援	地域における自治会活動や子ども会、PTA、青少年健全育成協議会などの各種団体の活動支援に努めます。

④　身近な施設の有効活用

身近な地域の交流の場となるよう、公共施設や民間施設などを有効活用し、子どもたちの遊び場や、地域交流の場などの確保に努めます。

具体的施策	内容
地域資源の活用による遊び場などの確保	子どもが身近な地域で安全に遊んだり、地域交流ができるように、地域にある空家や公民館、集会所、空き店舗等の有効活用を進めていきます。
民間施設の有効活用	子どもが遊ぶことのできる場として、小売店舗のフロアーや空き店舗、福利厚生施設等の開放のための啓発活動を各事業所や商工団体に行っていきます。

基本施策：２　地域とともに子育てを支援する環境づくり

本市では、働く人々の仕事と子育ての両立を支援するために、育児などの援助を行いたい人と援助を受けたい人が会員となり、会員同士で相互援助活動を行う組織として、平成１３年にファミリーサポートセンターを開設し、事業の充実とともに、まちに定着してきています。

今後も地域に密着したきめ細かな子育て支援活動が展開されるよう、活動内容の充実に向けた支援をはじめ、サークル、NPO などの市民団体とのネットワーク化を進め、活用しながら、地域における子育て支援の充実を図ります。

①　ファミリーサポートセンターの充実

ファミリーサポートセンターの充実に向けて、今後もさらなる会員の拡充や会員活動への支援、活動内容の多様化に努めます。

具体的施策	内容
会員拡充促進	サービス内容や利用方法などの周知を図り、会員数の一層の増加のための広報に取り組みます。
会員活動への支援	ファミリーサポートセンターの活動支援に努めるとともに、会員のための研修機会を支援します。また、地域で子育て家庭を見守ることにつながるよう、援助会員の意識向上に努めます。
活動内容の多様化の促進	サービス利用者の意向について十分な把握に努め、サービス内容の改善や向上を図るとともに、アドバイスなどの活動支援に努めます。

②　市民活動による多様な子育て支援事業の推進

市民による子育て支援事業の推進に向け、子育てサークルや NPO などによる市民自らが主体となって子育て支援を進めます。

具体的施策	内容
子育てサークルや NPO による子育て支援事業の育成	子育てサークルや NPO などの市民団体自らが主体となって、積極的に子育て支援活動を行えるよう、交流事業などの事業委託や活動支援を進めます。
子育て用品のリサイクルコーナー設置やバザー開催の支援	家庭で不要になった子育て用品の有効利用を進めるバザーやリサイクル活動などの市民活動に対して支援します。
地域での子育て支援活動の充実	企業や大学等の民間組織、地域住民と連携しながら地域特性を活かした新しい子育て支援の充実に努めます。

③　地域ぐるみの次世代育成

地域ぐるみで子どもを育てることができるよう、地域福祉の考え方や本計画の趣旨を啓発し、理念と取り組みを広く市民に周知します。また、ボランティアなど、地域で子どもを育てる人材の育成や活動支援にも努めます。

具体的施策	内容
地域福祉及び子ども・子育て支援についての市民啓発	地域ぐるみで子どもを育てる風土づくりに努めるとともに、地域福祉や子ども・子育て支援の推進について、その理念や取り組みなどを広く市民に周知するため、パンフレット配布や講座開催などによる啓発を進めます。
ボランティアの掘り起こしと育成	指導力を発揮できる活動リーダーや意欲をもって活動に参加する市民など、地域に存在する人材の有効活用を図るために、子育て支援ボランティアの育成に取り組みます。
地域で子どもを育てる活動の育成	隣近所の人々が協力し合い、地域ぐるみで子どもを育てる声かけや見守り等の活動を促進します。

基本施策：３　子どもたちのふれあいの機会づくり

子どもの数の減少や核家族化が進むなか、子ども同士の交流の機会も減少し、かつてのように他者との交流を通じて社会性をはぐくむ機会が少なくなっています。

こうした子どもの豊かな人間性をはぐくむためには、学校で学ぶことだけでなく、地域活動や生涯学習など、さまざまな活動を行うことができる機会や場が必要となっています。

地域に住む子どもたちをはじめ、地域に住む大人たちも参加しながら、異年齢や世代間交流の機会など、子どもたちが他者の個性や考え方を理解する力をはぐくむことのできる環境づくりを進めます。

①　地域活動における交流の促進

子どもたちの豊かな人間性や社会性をはぐくむため、子ども同士の交流活動や世代間交流が活発に行われるよう、活動を支援します。

具体的施策	内容
子どもたちの地域活動への支援	子ども同士が身近な地域で交流し、自ら考え行動することができるような地域の活動や行事を支援します。
子ども同士の交流活動の支援	年齢や生活環境の異なる子どもたちが交流できるよう支援します。
子どもと大人の世代間交流活動の促進	地域の各種事業へ地域が一体となって積極的に交流活動に参加することができるよう、高齢者との交流機会の充実等、異世代間の交流活動を促進していきます。

②　生涯学習活動における交流の促進

世代間交流が活発に行われるよう､生涯学習関連施設における交流事業を推進します。

具体的施策	内容
生涯学習関連施設における交流事業の推進	生涯学習関連施設における世代を超えた交流活動を推進します。

基本施策：４　まちじゅうが学びと遊びの機会づくり

子どもたちにとって学びと遊びは、創造性や自主性を身につける貴重な体験です。また、子どもたちが自らの可能性を広げるうえでは、小さいときからさまざまなことを経験することが望まれます。このため、本市にある宇治川をはじめとする美しい自然や平等院などの市民共通の資源を有効に活用し、自然体験活動や社会体験活動、スポーツや文化芸術活動などのさまざまな地域活動を通じて、子どもたちの愛郷心や情操を養うことに努めます。

①　体験と交流の学習機会の促進

本市における重要文化的景観である宇治川周辺、平等院などの自然、歴史文化などの資源を活用し、子どもたちが地域の自然や文化にふれながら、心豊かに育つことができるよう、自然体験学習や環境学習、福祉ボランティア学習などを推進します。

具体的施策	内容
自然体験学習の推進	重要文化的景観である宇治川周辺等、市内の豊かな自然に親しみ学ぶことによって、人間と自然との関わりについての理解を深められる自然体験学習の機会を充実します。
環境学習の推進	ゴミ問題等の身近な問題、学校版環境 ISO への取り組みなどを通じて地球環境問題に対する意識を高めるとともに、リサイクルや省資源活動を通じて環境問題への理解を促す環境学習の機会を充実します。
福祉ボランティア学習の推進	高齢者や障害者介護などの体験を通じて、福祉への理解を深める福祉ボランティア活動等の体験学習の機会を充実します。
職場体験学習の推進	子どもたちが商店、会社等の仕事を体験することによって、社会の仕組み等の理解が深まるよう、企業等と連携を図りながら、職場体験学習の機会を充実します。
指導者の掘り起こしと育成	子どもたちの体験学習や交流活動を指導できる経験豊かな指導者の発掘と育成に努めます。
市内の資源を有効活用した安全な遊び場・学習の場の確保	市内の空家や公民館、集会所、空き店舗等の資源を活用し、地域のボランティア等による、子どもが安心して遊んだり、学習することのできる場の確保に努めます。

②　スポーツ・レクリエーションや文化・芸術活動の促進

子どもたちが心身ともに健やかに、たくましく成長することができるよう、スポーツ・レクリエーション機会や文化・芸術にふれる機会の充実をはじめ、伝統行事への参加を促進します。

具体的施策	内容
スポーツ・レクリエーション機会の充実	子どもがそれぞれの年齢や体力に応じて楽しめるよう、スポーツやレクリエーション等の交流機会を充実します。
文化・芸術にふれる機会の充実	子どもが、「源氏物語」の舞台であった本市の歴史文化をはじめ、さまざまな地域の文化・芸術に親しみ、理解を深める機会を充実します。
伝統行事への参加	宇治市の伝統行事への子どもの参加を促進することによって、宇治市の伝統文化への理解を深める機会を充実します。
指導者の掘り起こしと育成	子どものスポーツ・レクリエーションや文化・芸術活動を指導できる経験豊かな指導者の発掘と育成に努めます。
大会やイベントの開催	子どもや大人が協力しながら、運営できる市民が主体となったスポーツ・レクリエーション大会、文化祭等の開催支援に努めます。

③　青少年センターや図書館等の充実

子どもたちが学校での学習だけでなく、生涯を通じて学ぶことを身につけられるよう、青少年センターや図書館、生涯学習センター、公民館などの地域の社会資源を活用した事業を充実させ、学びの場の拡充を図ります。

具体的施策	内容
青少年センター事業の充実	子どもの身近な地域での生涯学習活動の場となるよう、青少年センター事業を充実します。
図書館事業の充実	子どもの自主的な学習活動や読書活動を支援し、子どもが読書に親しむ機会を提供するため、ニーズに応じた総合的な図書館サービスの充実に努めます。
生涯学習センター事業の充実	生涯学習活動の拠点として機能や各種事業を充実します。
公民館事業の充実	子どもや大人の身近な地域での生涯学習活動の場となるよう、公民館事業を充実します。

④　子どものまちづくりへの参加の促進

これからのまちの将来を担う子どもたちの想像力や意見を宇治のまちづくりに活かすことができるよう、また宇治のまちやまちづくりに関心をもってもらえるよう、ポスターや標語の募集など、子どもがまちづくりに参加できる機会を今後も拡充します。

具体的施策	内容
子どもが参加・企画する取り組みへの支援	子どもが自分の住むまちのまちづくりを意識するきっかけになるよう、中高生が主体的に行うイベントづくりの支援や、ボランティア体験の機会を提供します。
ポスターや標語等の募集	子どもの意見やアイデアを活かしたポスターや標語等を募集することにより、子どものまちづくりに対する意識の向上を図ります。

⑤　学びや遊びの情報提供の充実

子どもたちが関心のある体験活動や各行事などに参加し、興味・関心をもつことができるよう、学びや遊びなどに関する事業や活動の情報提供の充実を図ります。

具体的施策	内容
学びや遊びについての情報提供	子どもが積極的に参加しやすい活動や事業の研究・検討を行うとともに、子どもの積極的な活動を支援するため、子どもが参加する学びや遊びについての情報を提供します。
生涯学習関連施設における事業の情報提供	子どもたちが積極的に参加しやすい学習活動の研究・検討を行うとともに、生涯学習関連施設が行う、行事や活動状況についての広報を充実します。
地域での活動や団体活動の広報への支援	公共施設内のスペースの活用等によって、各地域の行事や団体サークルが行う広報活動を支援します。

基本施策：５　親同士が交流できる機会づくり

核家族化や都市化の進行などによって、地域における人のつながりが希薄化しつつあり、子育て中の親が相談相手もなく孤立化し、育児ノイローゼになったり虐待をするケースもみられます。

このような状況を踏まえて､子育て中の親の仲間づくり､社会参加を促進するために、子育てサークルを支援するとともに、子育てサークルに属していない親も日常的に交流ができるよう、子育て家庭に対するさまざまな取り組みも進めます。特に、子育てサークルに参加が必要な人を呼び込むことができるよう、情報提供の充実をはじめ、サークルメンバーなどの協力を得ながら、広報活動の充実に努めます。

①　子育てサークルの育成・支援の推進

子育て中の親同士が交流し、相談や情報提供を行うとともに、育児への不安を軽減・解消できるよう、子育てサークルの育成をはじめ、子育てサークルのネットワーク化を図ります。

具体的施策	内容
子育てサークルの育成	子育て家庭の仲間づくりを促す子育てサークルについて、集会所等地域の資源を活用した活動拠点の確保など、サークル活動を行ううえでの課題を解消し、サークル数の増加に努めます。
子育てサークルのネットワーク化	子育てサークルのネットワーク化を図り、各サークル間の情報交換等、活動の活性化、充実に向けた取り組みを進めていきます。

②　親子の交流の場づくりの促進

親子が一緒に交流できるよう、地域子育て支援拠点での親子の集いや仲間づくりの機会の充実、園庭の開放など、親子が気軽に来ることができる環境づくりに努めます。

具体的施策	内容
地域子育て支援拠点を中心とした親子の集いなどの充実	地域子育て支援拠点を中心として、親子の広場や育児教室等を充実し、子育て家庭の親と子どもが気軽に集い、相互に交流を図れる居場所を提供することで、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。
仲間づくりの機会の充実と周知啓発	子育てサークル等に属していない家庭でも気軽に参加し、仲間づくりの場となる事業を企画、実施することで、子育て家庭の孤立化防止に努めます。また、より多くの家庭が気軽に参加できるよう事業の広報周知に努めます。
園庭開放など幼稚園、保育所、認定こども園による支援事業	安心して子どもを遊ばせることのできる場のひとつとして､幼稚園、保育所、認定こども園の園庭等の施設を開放して、家庭で保育を行っている保護者や子どもも気軽に遊びに来て交流できるように努めます。

③　市民活動のネットワーク化の促進

市民活動がさらに活発化するよう、市民活動のネットワーク化を図り、情報交換などを行うとともに、活動拠点の確保を図ります。

具体的施策	内容
市民活動のネットワーク化と組織の設立	子育てに関するさまざまな市民活動のネットワーク化を図り、各活動間の情報交換等、活動の活性化と充実に向けた取り組みを進めます。
身近な地域での活動拠点の確保	各団体の活動を進めるにあたって自由に利用できる、身近な地域での活動拠点の確保に努めます。

④　地域子育て支援拠点の整備

親子の集まる交流の場であり、まちの子育てにおける中核拠点となる地域子育て支援拠点の充実を図り、保護者同士の交流や育児不安の軽減などにつなげます。

具体的施策	内容
新たな地域子育て支援拠点の整備	親子の居場所づくりや情報発信など、地域の子育て支援の中心となる新たな地域子育て支援拠点の整備を進めます。
地域子育て支援拠点の充実	基幹センターを中心として、各地域子育て支援拠点が連携して子育て情報の発信、育児不安などについての相談指導や子育てサークルへの支援、子育て支援事業などを充実します。
子育て支援総合コーディネーターの配置	子育てに関係する機関の連絡調整等を行う子育て支援総合コーディネーターを配置し、より総合的な子育て支援に対応します。
地域子育て支援拠点と他機関との連携	円滑な子育て支援施策の推進を図るために、地域子育て支援拠点を中心とした関連機関との情報交換等の連携を強化します。
子育て支援者への支援	子育てに関するさまざまな活動をしている支援者に対して、講座の開設等により情報の提供を図るとともに連携して活動ができるようネットワークの構築等の支援を行います。

基本目標４　仕事と子育てを両立できる環境づくりの推進

基本施策：１　仕事と子育ての両立のための基盤整備

女性の現在の就労状況は、出産、育児期の就労率が低くなる、いわゆる M 字型カーブになっており、子育てによって女性が仕事を辞めたり、中断したりすることが少なくありません。本市においてもこのような状況はみられますが、国や府に比べ、出産、子育てを終えた後、職場復帰していない、もしくはできていない状況がみられます。

こうしたなか、子どもを生んでも働き続けたいと考えている女性が、仕事と家庭を両立して働き続けられるよう、多様で柔軟な保育サービスの提供や総合的な放課後対策による基盤整備を図ります。

①　多様な保育サービスの提供

仕事と子育ての両立が可能となるよう、保育サービスのニーズに伴い、低年齢児保育、延長保育や休日保育、一時預かり事業、病児・病後児保育などのサービス基盤の確保を進めるとともに、適切なサービス提供に努めます。

具体的施策	内容
低年齢児保育の充実	共働き家庭の増加等に伴う保育所への入所希望の増大に対応していくため、現在行っている低年齢児保育の定数拡大に向けた取り組みを進めるとともに、家庭的保育等、身近なサービスの充実に努めます。
延長保育事業の充実	保護者の就労形態の多様化による保育ニーズに対応するため、保育所の開設時間延長等を図る等、夜間の保育サービスを充実します。
休日保育事業の実施	保護者の就労形態の多様化による日曜・祝日の保育ニーズに対応するため、休日保育を実施します。
障害児保育事業の充実	障害児等の保育と福祉の増進を図るため、保護者の就労状況等に応じた保育の環境整備を行うとともに、入所の弾力的な対応について検討します。
一時預かり事業の充実	緊急時や短期間の就労などの理由によって一時的に保育が必要な保護者のニーズに対応するため、保育所等における一時預かり事業の拡大に努めます。

具体的施策	内容
病児・病後児保育事業の推進	家庭での保育が困難な病中や病気回復期の乳幼児や小学校低学年児童を預かる乳幼児健康支援一時預かり事業を継続して実施するとともに、保育所等に通う子どもの急な発熱等に対応するため、保育所等における病児保育（体調不良児対応型）の取り組みを進めます。
子育て短期支援事業の充実	宿泊を伴う保育のニーズに対応するため、ショートステイ事業を実施します。
ファミリーサポートセンター事業の充実	育児の援助を行いたい会員と援助を受けたい会員で構成されるファミリーサポートセンターにおいて、会員の増加を図るとともに、宿泊を伴う保育や産前産後期の家事援助活動等の充実に努めます。
幼稚園預かり保育事業の実施	従来から私立幼稚園にて実施している幼稚園預かり保育事業の充実等について検討します。

②　柔軟な保育施設の運営

待機児童の解消に向け、認定こども園の設置、施設整備や利用定員の見直し、保育要件の弾力化の検討、多様な形態による施設運営の検討などの対応を図ります。また、研修などによる職員の資質向上や保育所評価などを通じて、質の向上を図ります。

具体的施策	内容
保育要件の弾力化の検討	保育所の入所要件については、子ども・子育て支援法施行規則に示す保育を必要とする事由を基本にしながら、多様なニーズに柔軟に対応できるよう弾力的対応を検討します。
効率的な保育施設運営の推進	民間活力の活用について研究・検討し、効率的な施設運営を進めます。
多様な形態による保育施設の運営の検討	認定こども園等の多様な形態による保育施設の運営について検討します。
施設の整備	施設の老朽化対策等必要な施設整備を計画的に進めます。
保育施設評価の実施	保育水準の向上をめざす自己評価と第三者評価への取り組みを進めます。

③　総合的な放課後児童対策

育成学級に対するニーズは増大傾向にあり、こうしたニーズに対応したサービス提供ができるよう、条例及び放課後児童クラブガイドラインなどを基本にしつつ実施クラス数の増加をはじめ、施設の整備や社会福祉法人などの参画を検討します。さらに、複雑化・多様化するさまざまなニーズに対応できるよう、指導員の資質向上や育成学級の内容充実を図ります。また、放課後子ども総合プランの推進など、より一層教育・福祉の連携のもと、総合的な放課後児童対策のあり方について検討を進めます。

具体的施策	内容
育成学級の充実	入級児童数に応じて、空き教室の活用や専用施設の整備等に努めます。
指導員の資質向上	個々の児童の個性や状況に応じた適切な指導ができるように、研修等を充実し、指導員の資質向上を図ります。
学校現場と育成学級との連携	保護者や子どもが安心して育成学級を利用できるよう、学校現場と育成学級がともに意見や情報を交換するなどの連携を図ります。
就学前教育（保育）との連携	就学前教育（保育）において配慮を必要としていた児童への対応など、育成学級入級後も個々の児童に応じた指導が継続してできるよう、就学前教育（保育）施設等との連携を図ります。
多様な形態によるサービス提供の検討	社会福祉法人・NPO 法人の参画等により、多様な形態による事業のあり方を検討します。
放課後子ども総合プランの推進	教育・福祉のより一層の連携のもと、学校や放課後子ども教室と連携及び調整を図りながら、放課後児童対策の内容の充実と、子どもの安全な居場所づくりを推進します。

基本施策：２　仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

仕事と生活の調和の実現については、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使をはじめ国民が積極的に取り組むこと、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

こうしたことを踏まえ、啓発のみではなく、働き方の見直しに向けたさまざまな取り組みを推進するとともに、子育て家庭への就労支援や男女がともに協力して、家庭内での役割を担っていくことができるよう、固定的な性別役割分担意識の解消に努めます。

①　ワーク・ライフ・バランスの実現への取り組みの推進

子どもができても働き続けたいと考えている人などが継続して働くことができるよう、妊娠、出産、育児中の就業者への配慮について企業への啓発を進めるとともに、多様な働き方が可能となるよう、啓発に努めます。また、関連制度の普及啓発や、一般事業主行動計画（従業員１０１人以上の企業・事業所における子育て支援のための計画）の実施促進や特定事業主行動計画（市の職員に対する就労と子育ての両立できる就労環境づくりの計画）の推進にも努めます。

具体的施策	内容
雇用者・企業への啓発と情報提供	市内の企業等を対象に、雇用者や就業者が子どもを生み育てることの社会的役割についての理解を深め、妊娠、出産、育児中の就業者に対して配慮できるよう、育児休暇の取得率やフレックスタイム制の導入など妊娠期や子育て期の従業員への制度や支援について、セミナーの開催や啓発活動を行います。
働き方の見直しに向けた取り組み	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、施策を検討する上での企業等の取り組みや多様な働き方のモデルの情報収集や、市民への意識調査等の取り組みを行います。
ワーク・ライフ・バランスの啓発	ワーク・ライフ・バランスという言葉の周知度も含め、男性の子育てへの関わりの促進や多様な働き方など、市民意識の醸成を図るためのセミナーの開催や啓発活動を行います。
育児休業制度等の普及・啓発	男女にかかわらず、子育て等をしながら働き続けられるように、育児休業や介護や看護のための休暇等の制度の普及、啓発活動を行います。

具体的施策	内容
一般事業主行動計画の実施促進	ワーク・ライフ・バランスが実現できる就労環境づくり促進のため、従業員 101 人以上の企業・事業所において子育て支援のための行動計画である「一般事業主行動計画」を推進できるよう支援に努めます。
特定事業主行動計画の進行管理	本市の職員について、就労と子育てを両立できる就労環境づくりを進めるための行動計画である「特定事業主行動計画」の確実な進行管理を行います。
商工会議所、ハローワーク等との連携	商工会議所やハローワーク等との連携を図りながら、雇用者に対して、少子・高齢社会、子育て家庭の現状等の啓発に努めます。 また、ハローワーク等に託児所を設けるなど、保護者が就業活動を行いやすい環境整備についても要望を行います。

②　子育て家庭への就労支援の促進

子育て中、または子育てが終わってから働きたいと考える女性にとって、働きやすい環境となるよう、事業所内保育施設などの整備促進をはじめ、就業・再就職に向けた支援に努めます。

具体的施策	内容
事業所内保育施設整備の促進	働きやすい環境づくりのために事業所内保育施設等の自主的整備を促進します。
就業・再就職に向けた支援	就業、再就職や起業を希望する人に対してセミナーの開催や情報提供等を行います。
技能取得などへの支援	就業あるいは再就職をするために技能取得を考えている人に対して、取得に向けた支援を行います。

③　固定的な性別役割分担意識の解消の推進

母親だけでなく、父親も育児や家事に参加し、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、男女がともに協力して、家庭内での役割を担っていくことができるよう、男女共同参画の啓発などに努めます。

具体的施策	内容
男女共同参画の啓発	男女共同参画社会の形成に向けて、男女の固定的な性別役割分担意識を変え、ともに子育てが担え、喜びを分かち合うことができるようさまざまな機会において啓発に努めます。
家庭における相互協力と役割の啓発	幼い頃から子どもも、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、家族の一員として、家庭内での役割を果たしていけるよう啓発に努めます。

基本目標５　配慮を必要とする家庭へのきめ細かな取組の推進

基本施策：１　児童虐待への対応の充実

児童虐待は、子どもへの身体的な影響だけでなく、こころの発達や人格の形成に深刻な影響を与えます。虐待を経験した子どもは、保護者から十分な愛情を感じることができずに成長することになり、その結果親子の信頼関係を築けないばかりか、脳の発達や人格形成に大きな影響を及ぼし、社会的自立に困難をともなう場合があることが指摘されています。子どもを虐待から守り、子どもが安心して生活できるよう、地域や関係機関等が連携して未然防止をはじめ、早期発見・早期対応に取り組みます。

①　虐待防止のための体制の強化

子どもを虐待から守り、子どもが安心して生活できるよう、地域や関係機関等とともに体制の強化を図ります。

具体的施策	内容
虐待防止のための相談等	虐待防止のために、福祉・保健・教育等で幅広く誰もが相談できる体制を充実します。
虐待防止のためのネットワークの強化	虐待の予防や早期発見、情報交換のための関係機関との連携を目的とした「宇治市要保護児童対策地域協議会」の活動を充実します。
児童相談所等との連携強化	児童福祉法改正の動向を踏まえ、児童相談所をはじめとした関係機関との連携を強化します。
妊娠期からの相談体制の充実	妊娠期から、自分の気持ちや困っていることが話せたり、相談できる場として、マタニティ教室などを活用し、相談できる体制を強化していきます。
里親制度の普及	保護を要する子どもについて、里親制度の市民の理解を進めるため、児童相談所と連携し、同制度の周知を図ります。

②　虐待防止のための啓発の強化

虐待の未然防止、早期発見のために、市民や関係機関等への周知・啓発を図ります。

具体的施策	内容
早期発見のための市民や地域団体への啓発	虐待の早期発見のために市民や医療機関、団体、地域等に対して、情報提供等を呼びかける啓発を行います。
関係機関への対応方法の周知	児童虐待対応方法について研修会やマニュアルの作成、配布などを通じて、対処方法の周知を図ります。

基本施策：２　ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や府と連携しながら、就業に向けた支援を推進するとともに、子育てと就業を両立させることができるよう、相談体制や経済的支援の充実に努めます。

①　ひとり親家庭の相談等の充実

ひとり親家庭の自立を支援するため、相談支援をはじめ、仲間づくりのためのサークル活動の育成、ひとり親家庭に対する生活面の多面的な支援に努めます。

具体的施策	内容
ひとり親家庭の自立に向けた相談等の充実	ひとり親家庭が抱える就労や生活に関する悩みについての相談体制を充実するとともに、相談しやすい環境づくりに努め、自立支援の充実を図ります。
サークル活動の育成と支援	ひとり親同士が交流を通じて仲間づくりをしたり、お互いに相談し合えるサークル活動の育成や、情報提供、活動支援に取り組みます。

②　ひとり親家庭への経済的支援の充実

ひとり親家庭の自立を支援するため、児童扶養手当の充実や医療費負担の軽減など、ひとり親家庭に対する経済的な支援を図ります。

具体的施策	内容
ひとり親家庭の医療費負担の軽減	ひとり親家庭を対象とした医療費支給事業については、今後も継続実施することで、安心して医療が受けられる制度運営に努めます。
ひとり親家庭の自立に向けた経済的援助	ひとり親家庭が自立できるよう、児童扶養手当の支給や、生活資金の貸付、就職に有利な資格の取得を支援する給付金の支給を実施します。

基本施策：３　障害のある児童等への施策の充実

国の「障害者基本計画」では、「障害児やその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象として、身近な地域において、子ども・子育て支援法に基づく給付やその他の支援を可能な限り講じるとともに、障害児が円滑に同法に基づく教育・保育等を利用できるようにするために必要な支援を行う」こととしています。障害のある児童等の健全な発達を支援し、豊かな地域生活を送ることができるよう、「宇治市障害者福祉基本計画」や「宇治市障害福祉計画」などと連携しながら、障害のある児童等及びその家族のライフステージに対応する一貫した支援の推進を図っていきます。

①　障害のある児童等への支援の促進

早期療育ネットワークによる発達上支援が必要なケースの早期発見・療育を進めるとともに、医療体制や特別支援教育の充実など、障害のある児童等の生活面におけるさまざまな支援に取り組みます。

具体的施策	内容
障害児通所支援の提供	児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援など、児童福祉法に基づく必要なサービスを提供します。
早期療育ネットワークの推進	発達上支援が必要なケースの早期発見と適切な療育を進めるために、早期療育ネットワーク会議を開催し、関係機関との連携を図ります。
療育事業の充実	発達に応じた適切な療育に努めるため、市内における療育事業を充実するとともに、府の療育施設の充実等に向けての要望を行います。また、学校外における生活と遊びをつくるための自主活動への支援を行います。
障害児医療の充実	障害者歯科治療事業を充実するとともに、重度の精神障害も対象とするよう、障害児医療体制の強化に向けて府に要望を行います。
補装具費給付事業の充実	障害のある児童等を対象とした補装具・日常生活用具の給付の充実に努めます。
特別支援教育の推進	特別な支援が必要な子ども一人ひとりの発達や障害の状況等に応じてニーズを把握し、特別な教育的支援の必要な子どもへの指導・支援を推進します。
施設、設備面での対応	幼稚園、保育所、認定こども園、学校等において、障害等の状態や特性に応じた施設や設備の検討・対応に努めます。
成長に応じた支援の持続的提供	障害のある児童等の成長に応じた支援について、関係各課、関係機関の支援体制との連携を図りながら、総合的かつ持続的に提供できるよう努めます。

②　障害のある児童等の保育・放課後対策等の推進

障害のある児童等の保育内容や放課後対策を充実するとともに、障害の有無にかかわらず、子どもたちがともにふれあい、交流し合うなかで、相互に学び合うことができるよう、交流活動の機会の充実に努めます。

具体的施策	内容
障害児等の保育内容の充実	障害児保育担当員等と発達相談員等の専門家との連携の強化に努めるとともに、職員の専門性を向上させるための研修等に取り組み、保育内容の充実に努めます。
交流活動の促進	障害等の有無にかかわらず、学校や地域、育成学級などで子ども同士が交流できる機会の充実に努めます。
障害のある児童等の放課後対策の充実	育成学級での障害のある児童等の受け入れ体制の充実を図るとともに、特別支援学校を含めた、放課後や休日に活動し楽しめる場所の確保を検討します。

基本施策：４　生活困窮家庭（子どもの貧困）への支援

現在、子どもの貧困が社会的な問題となっています。「貧困の連鎖」を防ぐため、生活困窮世帯等への支援に取り組みます。

①　経済的困難を抱える家庭への支援

経済的困難を抱える家庭に対して、相談窓口の充実に努めるとともに、保育料や教育費等の軽減に向けた取り組みを進めていきます。

具体的施策	内容
相談窓口の充実	経済的困難を抱える家庭が抱えるさまざまな事情について、総合的に相談できる窓口を設置するとともに、より相談しやすい窓口のあり方についても検討を進めます。
子育て家庭に対する手当の充実への取り組み	子育て家庭に対する各種手当制度の充実に向けて検討するとともに、国や府への要望を行います。
保育料負担の軽減	各家庭の収入状況などに応じ、引き続き保育料負担の軽減に向けた取り組みを進めます。
教育費負担の軽減	各家庭の収入状況などに応じ、就学援助や奨学資金貸付などによる教育費負担の軽減に向けた取り組みを進めます。

第５章　教育・保育等の「量の見込み」と「確保方策」

１　教育・保育等の「量の見込み」と「確保方策」の考え方

ここでは、子ども・子育て関連３法に基づく、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実をめざし、本市における幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の各事業の量の見込みや確保方策を定めます。

２　区域設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、区市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、量の見込みや確保方策を算出する区域の単位として「教育・保育等の提供区域」を設定する必要があるとしています。

本市では、総合計画等の各種計画において市域を区域割していないことや、教育・保育事業においては、現在の幼稚園や保育所の利用実態として、小学校区や中学校区内を越えて広域的に利用されている状況であることなどから、「教育・保育等の提供区域」は全ての事業において、市域全体を一つの区域として設定します。

3　幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

（１）幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育

【事業概要】

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。

保育所は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

この他に、幼稚園、保育所の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供する認定こども園や地域型保育事業があります。

①　満３歳以上の教育（１号認定）

【今後の方向性】

市内は公立幼稚園４園、私立幼稚園９園で実施しており、「量の見込み」についても対応可能なことから、既存施設での対応により、確保に努めます。

また、認定こども園の運営についても検討します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	2,424 人	2,461 人	2,498 人	2,547 人	2,460 人
確保方策	3,506 人	3,506 人	3,506 人	3,506 人	3,506 人
過不足 （確保方策－量の見込み）	1,082 人	1,045 人	1,008 人	959 人	1,046 人

②　満３歳以上の保育（２号認定）

【今後の方向性】

保育所の施設整備による幼児の定員増を検討するとともに、２８年度以降に「満３歳未満の保育（３号認定）」で「確保方策」が「量の見込み」を上回ってくることから、幼児と乳児の定員の調整を図ることも検討しながら、確保に努めます。

また、認定こども園の運営についても検討します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	2,366 人	2,402 人	2,438 人	2,486 人	2,401 人
確保方策	2,389 人	2,399 人	2,489 人	2,489 人	2,489 人
過不足 （確保方策－量の見込み）	23 人	▲3 人	51 人	3 人	88 人

③　満３歳未満の保育（３号認定）

【今後の方向性】

保育所の施設整備による乳児の定員増を検討するとともに、地域的な偏りもあることから、地域型保育事業の開設も検討し、「確保方策」が「量の見込み」を上回る２８年度以降については、幼児と乳児の定員の調整を図ることも検討しながら、確保に努めます。

また、認定こども園の運営についても検討します。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		1,738 人	1,687 人	1,624 人	1,561 人	1,542 人
確保方策	教育・保育施設	1,595 人	1,605 人	1,551 人	1,551 人	1,551 人
	地域型保育	71 人	87 人	87 人	87 人	87 人
	合計	1,666 人	1,692 人	1,638 人	1,638 人	1,638 人
過不足 （確保方策－量の見込み）		▲72 人	5 人	14 人	77 人	96 人

4　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

（１）時間外保育事業（延長保育）

【事業概要】

保育所や認定こども園などで、通常の利用日や利用時間以外に保育を行う事業です。

【今後の方向性】

現在、市内の 19 の保育所で 11 時間以上の延長保育を実施しており、受け入れ枠として 2,500 人あります。計画期間の「量の見込み」を上回っていることから、既存施設での対応により、確保に努めます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1,965 人	1,954 人	1,933 人	1,917 人	1,871 人
確保方策	2,500 人	2,500 人	2,500 人	2,500 人	2,500 人
過不足 （確保方策－量の見込み）	535 人	546 人	567 人	583 人	629 人

（２）幼稚園預かり保育

【事業概要】

保護者が病気や育児疲れ解消などの理由で保育が必要な時に、主に昼間において、幼稚園や認定こども園などで一時的に子どもを預かる事業です。

【今後の方向性】

計画期間の「量の見込み」が現状値を上回っているため、預かり保育の受け入れ人数の拡充による確保に努めます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	61,694 人日	62,635 人日	63,575 人日	64,824 人日	62,609 人日
確保方策	40,220 人日	45,705 人日	51,339 人日	56,974 人日	62,609 人日
過不足 （確保方策－量の見込み）	▲21,474 人日	▲16,930 人日	▲12,236 人日	▲7,850 人日	0 人日

（３）保育所等一時預かり

【事業概要】

保護者が病気や育児疲れ解消などの理由で保育が必要な時に、主に昼間において、保育所や認定こども園などで一時的に子どもを預かる事業です。

【今後の方向性】

現在、市内の１４の保育所で一時預かりを実施しており、受け入れ枠として３１,０００人あります。計画期間の「量の見込み」を上回っていることから、既存施設での対応により確保に努めます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	12,616 人日	13,032 人日	13,497 人日	13,996 人日	14,589 人日
確保方策	31,000 人日	31,000 人日	31,000 人日	31,000 人日	31,000 人日
過不足 （確保方策－量の見込み）	18,384 人日	17,968 人日	17,503 人日	17,004 人日	16,411 人日

（４）病児・病後児保育事業

【事業概要】

子どもが病気などの際に、保護者の就労等により家庭で保育が困難な場合に、病院などに付設された施設で一時的に子どもを預かる事業です。

【今後の方向性】

現在は市内２か所の病院施設と８か所の保育所で実施していますが、計画期間の「量の見込み」が現状値を上回っているため、既存施設の対応件数の今後の見込みや実施施設の拡充の可能性などについて検討しながら、確保に努めます。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	就学前児童	3,147 人日	3,107 人日	3,090 人日	3,045 人日	2,988 人日
	小学生児童	362 人日	354 人日	350 人日	341 人日	329 人日
	合計	3,509 人日	3,461 人日	3,440 人日	3,386 人日	3,317 人日
確保方策		3,500 人日	3,500 人日	3,500 人日	3,400 人日	3,400 人日
過不足（確保方策－量の見込み）		▲9 人日	39 人日	60 人日	14 人日	83 人日

（５）ファミリーサポートセンター

【事業概要】

子育ての手助けをしてほしい人と子育てのお手伝いをしたい人が会員として登録し、保育所などの送迎や預かりなどの相互援助活動を行う事業です。

【今後の方向性】

計画期間の量の見込みが現状値を上回っているため、活動件数の増加に向けて、会員数の増加や活動内容の充実を図りながら確保に努めます。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	就学前児童	1,415 人日	1,402 人日	1,392 人日	1,384 人日	1,384 人日
	小学生児童	1,157 人日	1,137 人日	1,135 人日	1,107 人日	1,089 人日
	合計	2,572 人日	2,539 人日	2,527 人日	2,491 人日	2,473 人日
確保方策		2,500 人日	2,600 人日	2,600 人日	2,500 人日	2,500 人日
過不足（確保方策－量の見込み）		▲72 人日	61 人日	73 人日	9 人日	27 人日

（６）育成学級（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供する事業です。

【今後の方向性】

現在は、市の育成学級や民間保育所等で実施していますが、計画期間の「量の見込み」が現状値を上回っているため、育成学級については必要な施設整備を行うとともに、民間の放課後児童クラブでの受入児童数の拡大を図るための施策を検討し、確保に努めます。

育成学級（放課後児童クラブ）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	低学年	1,683 人	1,611 人	1,611 人	1,540 人	1,549 人
	高学年	609 人	614 人	611 人	608 人	586 人
	合計	2,292 人	2,225 人	2,222 人	2,148 人	2,135 人
確保方策	低学年	1,720 人	1,700 人	1,700 人	1,700 人	1,700 人
	高学年	540 人	600 人	600 人	600 人	600 人
	合計	2,260 人	2,300 人	2,300 人	2,300 人	2,300 人
過不足（確保方策－量の見込み）		▲32 人	75 人	78 人	152 人	165 人

（７）子育て短期支援事業（ショートステイなど）

【事業概要】

保護者の入院や出張、育児疲れなどの理由により、一時的に家庭で子育てが困難になった場合に、児童養護施設などで一定期間養育を行う事業です。

【今後の方向性】

現在、２か所の市外の施設で実施していますが、計画期間の「量の見込み」が現状値を上回っており、ニーズに対応できるよう、実施施設も含めた事業のあり方等について検討しながら、確保に努めます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	80 人日	80 人日	80 人日	80 人日	80 人日
確保方策	80 人日	80 人日	80 人日	80 人日	80 人日
過不足 （確保方策－量の見込み）	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

（８）地域子育て支援拠点事業（０～２歳児のみ）

【事業概要】

就学前の子どもとその保護者が相互に交流する場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言などの援助を行う事業です。

【今後の方向性】

現在、市内７か所で実施していますが、計画期間の「量の見込み」が現状値を上回っているため、今後も中学校区にひとつずつの設置をめざして、設置箇所の拡充を検討するとともに、既存施設の利用者数の増加に向けて、検討します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	39,393 人回	38,068 人回	36,725 人回	35,391 人回	34,954 人回
確保方策	8 か所	8 か所	9 か所	9 か所	10 か所

（９）利用者支援事業

【事業概要】

子どもや保護者が計画における事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、情報提供や相談、助言などの支援を行う事業です。

【今後の方向性】

子ども・子育て支援新制度の実施に合わせて、地域子育て支援拠点における実施など事業のあり方について検討します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所
確保方策	1 か所	1 か所	5 か所	5 か所	10 か所

（10）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【事業概要】

生後４カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。

【今後の方向性】

事業の実施については、現在、事業委託と保健師による訪問を行っておりますが、より効果的な支援を行うことができるよう、事業のあり方等について、検討しながら確保に努めます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1,600 人	1,600 人	1,600 人	1,600 人	1,600 人
確保方策	実施体制：事業委託と保健師による訪問				

（11）養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、養育に関する指導・助言を行う事業です。

【今後の方向性】

事業の実施については、現在、保健師及び助産師による訪問を行っておりますが、より効果的な支援を行うことができるよう、事業のあり方等について、検討しながら確保に努めます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1,700 人	1,700 人	1,700 人	1,700 人	1,700 人
確保方策	実施体制：保健師及び助産師による訪問				

（12）妊婦健康診査

【事業概要】

妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握や検査計測、保健指導などを行う事業です。

【今後の方向性】

事業の実施については、現在、事業委託を行っており、今後も同様の体制で実施し、確保に努めます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1,600 人	1,600 人	1,600 人	1,600 人	1,600 人
確保方策	実施場所：府内の委託医療機関等 実施体制：妊婦健康診査受診券を交付 検査項目：国が例示する標準的な項目 実施時期：通年				

（13）子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

全国的にも児童虐待の相談件数は増え続け、子どもが被害者となる重大な事件が発生しています。児童虐待を防止する地域ネットワークの機能強化を図るため、行政職員やネットワークの構成員の専門性強化や連携強化を図る取組を行う事業です。

（14）実費徴収に係る補足給付を行う事業

教育・保育施設等の利用者負担額については、自治体の条例・規則により設定されることとされています。低所得者の負担軽減を図るため、特定教育・保育施設等に対し日用品、文房具などの必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

（15）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活かしながら、保育所、地域型保育事業等の整備を促進していくことが必要です。

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育･保育施設等の設置又は運営を促進する事業です。

第６章　計画の推進

１　計画の実現に向けた役割

本計画を実現するためには、家庭、地域、企業・事業所、行政など、本計画に関わるメンバーがそれぞれの役割を担いながら、計画を推進することが重要です。

また、大人たちがこうした役割を果たすことによって、子どもが地域社会において子ども自身の役割を果たしながら、成長していくことを支援できるまちをめざします。

（１）家庭の役割

家庭は子育ての基本の場であり、また父母などは子どもをしつけたり、正しい生活習慣を身につけたり、養育する第一義的な責任を有していることを十分に認識しなければなりません。そして、子どもを含めた家族それぞれが、家庭生活における責任を分かち合い、協力しながら家庭生活の役割を分担し、家庭機能の充実に努めていく必要があります。

また、子どもの健康づくりや育児・教育については、家庭の最も重要な役割であることを認識し、保健センター、幼稚園、保育所、認定こども園、学校と積極的に協力していくことが大切です。さらに、父母などは子どもを単に保護の対象としてみるのではなく、ひとりの人格をもった主体として尊重しながら、子どもの養育を行っていくことが求められています。

（２）地域の役割

地域は子育て家庭を支える最も身近な場であり､近隣住民がお互いに助け合うなかで、地域の子どもたちを健全に育成し、子育て中の家庭が地域で孤立することがないようにするなど、地域の子育て力の向上に努めることが必要です。そのためには、みんなで支え合い助け合うまちづくりを進めながら、地域住民の連帯意識を醸成し、地域と住民との関わりをより一層深め、子どもたちが地域で成長できる土壌づくりを進めていくことが重要となります。

また、地域の人材や施設、伝統文化などの地域資源を積極的に活用し、子育て支援活動を進めることや、子育て支援に関する活動を自主的に行っている個人や団体・機関が積極的に活動を推進し、より多くの市民の参加を促すことが期待されます。

なかでも、特定非営利活動団体（NPO）は、地域づくりや福祉分野におけるきめ細かなサービスの新たな担い手として期待されています。

民間事業者は、子育て支援の向上に貢献する主体として、行政や地域住民との連携に努めながら、子どもや親の生活・福祉ニーズに応え、利用者本位の適切で多様なサービスを提供し、常にサービスの質の向上を図ることが期待されます。

（３）企業・事業所の役割

企業などは、男性でも女性でも子どもをもつ従業員が、仕事と子育てを両立できる環境づくりを行うことが求められています。特に、育児休業制度の定着や労働時間の短縮、フレックスタイム制度の導入など、働き方の見直しを図っていくことが必要です。また、職場においても妊婦の健康管理など、さまざまな配慮が期待されます。

そして、企業などは、すべての従業員が子育ての社会的意義を認識し、子育てに男性が関わることへの偏見をなくしたり、家庭における子育ての重要性や仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）を啓発するとともに、「ノー残業デイ」をはじめ、「家族の日」に因んだ取り組み、育児休業や子どもが病気の際の休暇などを男性でも女性でも取りやすいような職場環境づくり、出産・育児後の円滑な職場復帰などへの配慮に努めることも期待されます。

さらに、福利厚生施設などの地域への開放をはじめ、子どもへの職場体験の機会提供など、子どもの健やかな成長・発達に向けたよりよい環境づくりに努めることが求められています。

（４）行政の役割

行政は、母子保健も含めた次世代育成という国民的理解に基づきながら、本計画の内容を広く市民に周知するとともに、施策の総合的・計画的な展開を図り、母子保健事業の推進をはじめ、地域における子育て支援サービス基盤の整備と市民の参加による子育て支援に必要な環境整備を進めることが必要です。

また、家庭、企業・事業所、地域などが整合性のとれた母子の健康づくりや子育て支援を行うことができるよう、調整するとともに、社会の各構成メンバーが果たしきれない部分を補い、率先して子育て支援のまちづくりに取り組みます。

２　計画の推進

本計画の実現に向けて、家庭、地域、企業・事業所、行政がそれぞれの役割を果たしていくとともに、行政は施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市民・関係団体等との連携や行政内部の体制整備を次のように進めます。

（１）市民や関係団体との連携

母子の健康づくり及び子育てを社会全体で支援していくためには、市民、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、医療機関、保健センター・保健所、その他子育てに関わる関係機関や関係団体、行政がパートナーシップに基づいて連携することが不可欠です。

本計画の推進にあたっては、行政と関係機関・団体などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整を行うとともに、家庭・地域・学校・企業・医療機関・行政それぞれが子育てや子どもの健やかな育ちと健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに力を合わせながら、母子の健康づくりや子育て支援に関わるさまざまな施策の計画的かつ総合的な推進に取り組みます。

（２）地域の人材の確保と連携

市民の子育てに対する多様化するニーズに対応していくため、保育士、教員、保健師などの子育てに関わる専門職員だけでなく、ボランティアなど、地域で母子の健康づくりや子育てを支援する幅広い人材の確保・育成に努めます。

（３）市民参加の促進

社会全体で母子の健康づくりや子育てを支援するためには、市民や企業、関係団体の理解と協力なくしては実現できません。このことから、本計画について広報などにより市民の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進、市民参加型のサービスの検討など、市民による地域ぐるみでの取り組みを支援し、健康づくりや子育て環境づくりに市民が参加するよう促します。

（４）「宇治市子ども・子育て支援事業計画推進庁内会議」の設置

「宇治市子ども・子育て支援事業計画」の個々の施策は、それぞれの担当部門が主体的に推進していきますが、施策の総合的な推進を図っていくため、庁内において、計画に基づく取り組みや施策を担当する関係各課で構成する「宇治市子ども・子育て支援事業計画推進庁内会議」を設置します。

【「宇治市子ども・子育て支援事業計画推進庁内会議」の役割】

- ○　計画策定についての意見交換
- ○　計画の進捗状況の庁内における管理・評価
- ○　計画の推進を図るための事業の検討や庁内の調整

（５）施策の効率的・効果的推進

常に最小の経費で最大の効果を得られるよう、事業の成果の評価と、評価結果の施策への反映に努めます。また、各種施設の運営や施策の推進については、可能な限り社会福祉法人など、民間活力を導入するよう努めます。さらに、公共サービスの提供にあたっては、個々の家庭や地域活動の自助努力を尊重し、自助・共助・公助の公正かつ適切な役割分担を視野に入れた事業推進を図ります。

３　計画の進捗状況の管理・評価

（１）「宇治市子ども・子育て会議」

計画に基づく取り組みや施策を推進するため、毎年度「宇治市子ども・子育て会議」において、計画の進捗状況の管理・評価を行います。

（２）進捗状況の把握と公表

計画の進捗状況については、計画に基づく取り組みや施策を担当する関係各課のヒアリングを行い、「宇治市子ども・子育て支援事業計画推進庁内会議」における調整を経て、「宇治市子ども・子育て会議」において、管理・評価を行います。

また、管理・評価を踏まえて取り組みや施策の充実や見直しについての検討を行うことにより、本計画の円滑な推進に努めます。

評価の結果は、広く市民に公表して、進行管理の透明性を確保します。